

第百二十九回
参議院商工委員会會議錄第四号

平成六年六月七日(火曜日)

正午開会

出席者は左のとおり。

委員長 中曾根弘文君
理事 哲男君
真島 一男君
谷畑 孝君
井上 計君

委員

齋藤 文夫君
下条進一郎君
野間 越君
吉村剛太郎君
一井 淳治君
角田 義一君
村田 誠醇君
葉科 満治君
小島 慶三君
古川太三郎君
山下 栄一君

國務大臣

通商産業大臣 畑 英次郎君
國務大臣 (經濟企画庁長官) 寺澤 芳男君

政府委員

公正取引委員会委員長 小粥 正巳君
公正取引委員会事務局長 矢部丈太郎君
公正取引委員会事務局長 関根 芳郎君
公正取引委員会事務局長 小林 惇君
公正取引委員会事務局長 谷 弘一君

經濟企画庁総合計画局長 吉川 淳君
通商産業大臣官房総務審議官 江崎 格君
通商産業大臣官房商務流通審議官 清川 佑二君
通商産業省通商政策局長 前田 正博君
通商産業省貿易局長 中川 勝弘君
通商産業省産業政策局長 堤 富男君
中小企業庁長官 長田 英機君
中小企業庁計画部長 村田 成二君

事務局側

常任委員会専門員 里田 武臣君

説明員

大蔵省主税局税制第二課長 福田 進君
大蔵省國際金融局為替資金課長 河上 信彦君
労働省職業安定局雇用政策課長 坂本 哲也君

本日の會議に付した案件

○産業貿易及び經濟計画等に関する調査(通商産業行政の基本施策に関する件)
(經濟計画等の基本施策に関する件)

○委員長(中曾根弘文君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

産業貿易及び經濟計画等に関する調査を議題といたします。

前回の委員会において聴取いたしました所信等に対し、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○斎掛哲男君 本日は、時間が余りございませんので、これから質問時間をとっていただきます。通産大臣の方から順番に質問させていただきます。

通産大臣にはこれから大きな法案が四つございまして、その際十分時間をいただきたいと思っておりますので、最初、公正取引委員長の方から質問させていただきます。

まず最初に、公共入札ガイドラインを策定中と伺いますが、その進捗状況をお尋ねいたします。

大変失礼ですけれども、時間がございせんので簡単にお願いいたします。

○政府委員(小粥正巳君) お答え申し上げます。

入札ガイドライン、公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針でございますが、簡単に御説明申し上げます。

近年、入札談合事件が残念ながら数多く生じております。その状況を踏まえまして入札に係る事業者及び事業者団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるか、これにつきまして、私どものこれまでの事件審査、審判例の経験等を踏まえまして、具体例を挙げながらできるだけ明らかにすることによって入札談合の防止を図るとともに、事業者及び事業者団体の適正な活動に役立たせようとする、そういう趣旨でございます。

このガイドラインにつきましては、御案内のとおり原案をせんだって三月四日に公表いたしました。その後、関係省庁、関係経済団体等、これは外国も含みます、に対しまして意見照会をいたしました。現在、意見照会として寄せられた御意見について整理検討を行っております。

今後、これらの意見を参考しながら原案についてさらに十分な検討を行いまして、本年夏をめどにこのガイドライン、指針を策定しようと考えております。

○斎掛哲男君 それでは、今お話のありました公共入札ガイドライン案についてお尋ねしたいと思います。

います。二点お尋ねしたいのですが、最初は「受注意欲の情報交換等」についてでございます。

まず、「入札に参加しようとする事業者が、当該入札について有する受注意欲、営業活動実績、対象物件に関連した受注実績等受注予定者の選定につながる情報について、情報交換を行い」とあるんですが、行うことは独禁法に違反するおそれ強いというふうにここに決められております。

私は、独禁法の運用に当たっては検察官また裁判官としての絶大な権力をお持ちの公取が違反するおそれ強いと言ふことは、実質上もうクロということだと思ふに思ふ。

そこで、これについて具体的ににお尋ねしますが、「入札に参加しようとする事業者が、当該入札について有する受注意欲、営業活動実績、対象物件に関連した受注実績」についての情報交換というものは、すべて受注予定者の選定につながる情報であり違反となる、そういうことでございましょうか。

○政府委員(小粥正巳君) ただいま私どもが告示しを申し上げましたこのガイドラインの案について、特に具体的に受注予定者の選定につながる情報についてお尋ねがございました。

ただいま御指摘のように、原案の参考例一というところがございますけれども、そこに挙げております「受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定すること」、「それ自体は申すまでもなくいわゆる入札談合の核心をなす行為でありまして、これが原則として違反となることは、これは申し上げるまでもないわけでありまして、

そこで、ただいまのお尋ねは、その受注予定者あるいはその選定方法を決定することに関連した留意事項として、私どもが原案では「――という枝番号を振っておりますけれども、そこに挙げられている行為についてのお尋ねと存じま

す。

これは、ある入札に参加しようとする事業者同士が、その入札につきましてそれぞれが有する受注意欲、あるいはその入札に対するそれぞれの営業活動の実績、あるいは当該対象物件に関連したそれぞれの会社の過去の受注実績等の情報について情報交換をし合うことなどを想定しているわけでありまして、そして、これらの情報はいづれも、それぞれの入札参加者がその入札につきましてどの程度切実なと申しますか強い受注意欲あるいは必要意欲を持っておられるか、あるいはまた、どのような他の事業者と比べて有利な条件を持っているかなどの見当をつける目安となるものと考えられます。

このような情報を当該入札に關しまして直接的な競争関係にある事業者同士が相互に情報交換をし合うようなことは、それ自身が競争制限的な意味を持ちまして、受注予定者の選定につながる性格、意味合いを有するものと考えられるわけでございます。ただいま申し上げましたように、このような行為が違反となるおそれが強いとされておりますのはこのためでございます。

先ほど一般的に申し上げましたように、私どもがこれまで手がけました過去の入札談合事件につきましてその具体例を検討いたしますと、今申し上げましたような情報の交換等が受注予定者の決定のための手段、方法となっていたような例は、実は数多く見られるわけでございます。

また、入札は、申すまでもないわけでありまして、けれども、公正性、厳正性等の要請のもとに、入札者の入札の内容のみを客観的な基準によって判断をしそして落札者を決定するという、大変厳格な競争の手続を定めているというところは申すまでもございせん。このような入札における競争の実を確保するために、特定の入札へ参加しようとする事業者同士、いわば競争者同士がその入札に直接関連した情報を交換し合うようなことは厳に慎むべきものであると考えているわけでございます。そして、そのような意味でこのような情報交換につ

いて「違反となるおそれが強い」、こういうふうな留意事項で記したところでございます。

○香掛哲男君　そこで、もう少し深みのある質問をしたいんですが、今入札談合事件となった事案を見ると、確かに指名を受けた事業者が集まり情報交換等話し合いの中で入札予定者を決めたものが多いと思えます。すべてのものがそうかどうかでは決してありません。そうでない場合も非常に多いですから、受注予定者の選定につながる範囲の情報交換はシロであるはずですから、そのシロの範囲がどうかということを示してほしいというふうに思います。

時間の関係でちょっと私の意見も言いたいんですけれども、ではどんな程度がいいのかということについては、指名を受けた事業者が集まり当該入札について各社がどのような態度で臨むか、すなわち全社対応で臨んでいくのか、あるいは今度は工務課と営業課で対応していくのかといったような、そういう判断材料としての情報交換はよいというふうに私は思うんです。

何となれば、毎回毎回のいわゆる競争入札に会社を全力を挙げていたら、それはもつものではありません。一週間はどのテレビで、たしか西松建設と五洋建設が激しい競争をやっているのをやっていました。全社挙げてやっていた。あんなことが出来るのは、西松建設や五洋建設という超大手だからなんです。あのことを毎回毎回入札でやるような、それだけのエンジニアとか営業マンとか、そういう人はおりません。

今公取委員長おっしゃったようにいわゆる完璧を期する、もう蒸留水のような完璧さで自分らが調べてみたら、みんな指名を受けた者が集まってそういうことをやっていたから、今度はそのこともすべてが悪だということでは、私はこの世の中はやっているやうなふうに思えます。やはりその中に、悪は悪でありますからそれは懲らしめていたかなければなりません。そうでないような、これくらいゆるゆる全社対応するのか、あるいは課対応していくのか、そういうそれぞれ判断材

料等をトップの者が決めていかなきゃならないというふうに思います。もしそういうことも全部否定してしまつたら、じゃ各社はどうするのか。

それだけの各社は何にもしないで指名をもらつたら一つずつについて、そして全力を挙げてというか、それはとてもできませんから、当然営業マンは一対一の対応をいたします。それは一対一となれば夜のときもあるでしょう。いろんなときも出てくるんですから、そういうことのないようにやはり透明性の高いところできちんとやれるような、そういうことをぜひ指導していただきたい。

そこで、今のいわゆる指名を受けた人たちが集まった、そして情報交換する中에서도ここまではいいですよ、しかしいわゆる受注予定者を決定する、あるいはその選定につながるようなところを引いていただきたい。公取さんの方としてはおそれ強いという程度だからそれぞれに判断すればとおっしゃるでしょうけれども、先ほど申しましたように、独禁法上の検察、裁判、その両権力を持った強いところが、これはおそれが強いと言えどもクロは当然ですから、そういうことをもう少し世の中の実態に合わせたような形でぜひこの中身を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小粥正巳君)　ただいまの御質問でございますけれども、先ほどのお話のような受注予定者の選定につながる情報と申しますのは、端的に違反であるとされたものは、先ほど申し上げましたこの原案の一一にありますが受注予定者または予定者の選定方法を決定することでありまして、そして、それにつながる情報交換、これは当然入札に参加するいわゆる競争関係にある事業者同士の相互情報交換を前提として申し上げているわけでありまして、そのことが競争制限的な効果をそれ自体持ち、受注予定者の選定につながる性格を有するといふふうに申し上げまして、したがって、そのことが私どもの具体的な経験も踏まえて申し上げれば、やはり違反となるおそれが強い

という分類として示さざるを得ないわけであり

先ほど来申し上げておりますように、受注予定者を決定する、あるいはその選定方法を決定すること、それはまさに違反行為そのものであります。しかし、それにつながる性格を有するもの、こういうふうな申し上げたわけでありまして、これはその意味で違反となるおそれが強い。しかし私ども、違反となるもの、ならないもの、そのいわば中間的な分野に違反となるおそれが強いという表現でいけば注意を強く喚起していく、そういう意味でこのような分野を設けて留意事項として説明をしているわけでございます。

ですから、ただいまの御質問でございますけれども、これは例えば他の事業者と連絡調整を行わないで、仮に入札に参加するための必要な情報を個々の事業者が独自に収集するということは、これはあり得ることだと思ふんです。このようなガイドラインの性格上、原則として違反となる、それからならない、そのいわばクロとシロの中間で私どもの経験に照らして違反となるおそれが強いものをいけば注意喚起の具体例として掲げること、私は未然防止のためにやはり必要なガイドラインとしてのあり方だと考えております。

ちなみに、このように独禁法上違反となるもの、ならないもの、そして中間的な行為類型としての違反となるおそれが強いものという、こういう三分類でガイドラインを独占禁止法上の運用についてお示しをするという手法は、実は他の分野でも私どもが既に公表したガイドラインで幾つか存在をするわけございまして、今回の公共入札ガイドラインでこの手法を新しくとったということでもございせん。念のために添えさせていただきます。

○香掛哲男君　それでは、いわゆる受注予定者の選定ということについてお聞きしたいんですが、いわゆる受注予定者の選定というのは、あくまでも受注予定者の決定を前提とした選定行為であって、例えばいろいろな行為をしている、情報交換

もいろいろある、一部の者が意欲をなくするよう
な程度のもは含まないというふうに解してよろ
しいでしょうか。

○政府委員(小瀬正巳君) あるいは御質問の意味
を私が正確に理解していないかもしれませんが、
今の御質問は、私の先ほど申し上げました説明、
つまり入札参加に際しましての個々の事業者の必
要な情報収集活動、それが他の事業者と連絡調整
を行わないで独自に収集する、そういうことは実
際にあり得ると思ひますし、そのことを私ども特
に取り上げて問題にするというものではないわけ
でございます。その点を私はお答えしたつもりで
ございます。

○審判官 男君 そういう集まらないで一対一とい
うものがいいということであればというお話です
が、指名を受けた業者が集まらなれば情報交換が不
可となれば、そういうことになるでしょう。し
かし、一対一でやるということ、それは当然また
地下にも潜っていくというふうなことになる
いくのであつて、そういうものにさらに外部要因
も加わる、外部要因といふは暴力団などが、
そういう外部要因も加わる、それが大きな社会問
題の火種となることのおそれが大変強いというふ
うに私は思ひます。過去における我が国の歴史に
おいてもそういうことがございました。

また、御承知と思いますが、先般ニューヨーク
市長の要請によりニューヨーク州組織犯罪対策本
部が捜査し、そして「ニューヨーク市の建設業に
おける腐敗及び職業的犯罪」と題した最終報告書
が一九八九年十二月ですか、四年半ほど前に
ニューヨーク州知事に提出されております。その
中身を見ると、本当にいわゆるマフィアとか職業
的な犯罪とかそういうものがこういう建設業のい
ろんな中に入つてきて大変なことになっておる。
こういうことが日本で起こつたら全く背筋が寒く
なるというふうな、そういうことがこれに述べら
れております。

私は、公取委員長も大蔵省の次官をなさつた方
ですから、常に国家がどうか、国民がどうかとい

うことをぜひ頭に置いていただきたい。そうする
とき、そういうものは自分らの範疇じゃないか
ら、集まらないで個々のものがやればそれで自分
の責任は終わるというのではなくて、そういうこ
とをした結果がどうなるか、そういうこともひと
つぜひ頭に置いていただきたい。

指名を受けた人たちが、そういう人たちが集ま
つて、そして今おっしゃつた選定にながらない、
もちろん受注予定者の決定にながらない、そう
いう形でいわゆる粗ごなしというか、それから
それぞれが個々にそういう営業行為をしなくても
いい、そういうものをいふような条件をつけても
オープンな場で開いて、そしてあとはそれぞれ
持つて帰つて自分らの判断で全体としてする、そ
ういう仕組みをぜひ考えていただきたいし、そ
ういう範囲での許されるものをこできちつと示し
ていただきたい。

今この三つに分けることについていろいろな分
野とおっしゃいましたが、建設業の分野というの
は他の分野に比べて非常に複雑で、また外部要因
も大変入りやすい。これは日本だけでなく国際
的にそうなんです。この間海沢前委員長にも来て
いただいたいろいろな議論したときも、梅沢さんも
そのことはそうだなとおっしゃつておりました
が、そういう特殊な環境にあるということをして
もう一度頭に入れて今申し上げたことの御検討を
いただくことを心からお願ひ申し上げます。
もう一つあるので、ちよつと時間がたつたので
ぐ次の方に移らせていただきます。

次にお尋ねしたいと思ひますのは、原則として
違反とならないものとして「発注者に対する入札
参加意欲等の説明」というのがございます。これ
は「事業者が、指名競争入札において、指名以前
の段階で、制度上定められた発注者からの要請に
応じて、他の事業者や事業者団体と連絡・調整等
を行うことなく、自らの入札参加への意欲、技術
情報等を発注者に対して説明すること」は違反と
ならないものとしてございます。違反とならない
ものだからいいんじゃないかという、それには

非常な条件を幾つもつけているんですね。

まず、いわゆる事業者が発注者に対して、自分
が技術上こんなことを勉強してこれをぜひ
使つてもらいたいといういろいろな言ひに
は、まず制度上定められた発注者からの要請がな
ければだめなんです。この制度上定められたと
いうのは、恐らく契約上、例えば技術提案総合評
価方式とかいろいろありますから、その方式で
は当然発注者が各技術上の問題を聞いてそれから
判断するわけですから当然だと思ひますが、そう
いうふうに制度上定められた発注者からの要請に
応じて、そして他の業者等とは相談なくして発注
者に行つたとき初めて業者は発注者に説明できる
というんですね。これは大変なことだというふう
に私は思ひます。

では、こういうことはいいじゃないですか。私が
仮にのり面業者だといつたしましょう。私のところ
にすばらしいのり面保護の技術がございますか
ら、そういうものを将来いろいろ使つていただい
ける発注官庁、期待できる官庁のところへ行つて、
その発注者に、私のところはこういうのり面の技
術を持っております、特別こういう特徴ござい
ますと、そういう発注者に自発的に行くというこ
とはいいけないということですね。そのことを
お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(小瀬正巳君) 恐縮でございますが、
ただいまのお尋ねにお答えする前に一言だけ、先
ほどの御質問に対する私の答え、それについて
の審判委員の御発言でちよつと一つだけ念のため
に申し添えます。

私は、先ほど個々の事業者が入札に關して必要
な情報を他の事業者と連絡調整を行うことなく独
自に収集することはあり得るし、それ自体は問題
としないと思ひました。それに対して審判委
員は、集まらなればいいというふうな御理解を
いただいたように私承つたんですが、私は、競争
関係にある他の事業者と連絡調整を行うことは、
必ずしも集団として集まつただけではなくて一

対一を重ねていくということもあり得ると思ひま
すから、それはやはり問題と考へざるを得ないわ
けでございます。その点だけは念のために申し添
えさせていただきます。

その上で、ただいまのお尋ねでございます、例
えば技術的な新しい情報について発注者に説明を
すること、それについてのお尋ねで、私どもこの
原案ではその点について、制度上定められた発注
者からの要請に応じて説明することは、これは原
則として違反にならない、こういうふうに確かに
書いてございます。

そこで、審判委員のただいまのお尋ねは、それ
は非常に場合を狭く限定しているのではないかと、
そういう御趣旨かと存じます。私ども制度上の要
請というところで考へておりましたのは、委員よく
御存じのように、去年の十二月でございました
か、中央建設業審議会の御答申の中に公募型ある
いは工事希望型の指名競争入札、こういう御提言
がございました、それはそれぞれ技術資料の公募
なり技術資料の提出を依頼するという、いわば手
続規定が含まれております。私ども、例えばこの
ようなケースを想定してこのガイドラインの条項
を書いたつもりでございます。

そこで、それに限らず発注者に対していわば自
主的にと申しますか、事業者がみずからの新技術
等について説明をする、これはどうか、こうい
うことかと存じますけれども、これは具体的な事
情によつていろいろなケースが考へられますの
で、なかなか私も一概にそれが特に問題となら
ない、シロであると思ひますし、切れない場合も
あろうと思ひます。

ですから、先ほど制度上の要請で発注者から技
術情報を求められて、それに対して対応する、こ
ういう例示で申し上げたわけでありまして、こ
も、いずれにしても、いわば自社の新技術を採用
するよう発注者に働きかける、これについては
私どもの考えでは、入札手続におけるいわば透明
性あるいは公正な競争を確保する、そういう見地
から、例示で申し上げたような発注者からの要請

に於て説明をするという手続が本来はやはり望ましい形式だと考えております。

さらに、新技術について自主的に説明する、それをどう考えるかということを入札ガイドラインに違反となる、ならない、あるいはおそれがあるという、この三分類に当てはめてここで書くことはむしろかえって誤解を招くことになりかねない。申し上げましたように、それはそのときの具体的な事情を検討いたしまして判断をすべき問題である、こういうふうな考えているわけでございます。

○査掛哲男君 そうすると、ここできちっと制度上定められた発注者からの要請に応じて、そしてそれは違反とならないということになれば、今の時点はともかくとして、これが運用に入ってひとり歩きすればそれ以外はだめだ、それ以外は問題があるんだという意識になると私は思います。

もちろん、そういう指名を受けた業者が説明に行くとか、あるいはある、あさって出るような工事についてというのはいろい疑義があるにしても、一般のときはそうじゃなくて、しかし全然縁もゆかりもないところへ行くわけはないんで、まあことしの暮れか来年か、二、三年中にそういう可能性のあるところに対して、いわゆるそれぞれの企業の人が自分の得意とする技術はこういうものがあるんだと、そういうものについてお役に立ちたいと行くことまで禁止するといふんだら、私はこれは大変なことだといふふうに思います。

それは一つにはなぜかと申し上げれば、企業というのはいわゆる技術レベルをアップする意欲がなくなってしまう。そんなことを言いに行けなくてというならやる必要はないです、そういった分野の人はもう停止されてしまいます。企業の技術レベルのアップや新しい技術開発なんというのはいろい意味もなくなつて、会社でそんなことやっていたら要らぬことしているなといふことになってしまいます。あとはペーパーカンパニー

をつくっていかれたかたき合をするか何をするか、そういうことに専念するようになってしまします。

やはり日本がここまで来たのは、特別頭のいい人というよりも、中小企業のそれぞれの人が一生懸命創意工夫して、そして技術をアップしてきた。そのことが現在の日本を支えているんですよ。そういう意欲をなくしてしまふんですよ。また、忙しいとき私も現場にいってそういう話は聞かれましたが、時間があって関心のあるものについてはそういう話を一たんいろいろ聞かせてもらって、それを通じていわゆる新しい技術また技術水準を知る、そして目的物の企画とか計画、そして設計、積算と、公共事業の効率的、安全、円滑な実施にみんな努めて上げてきたんです。それが不幸なことに政治家の不心得の人たち、あるいは小さい発注者のトップの不心得の人たち、そのためにこんなことになったので、そのことは非常に残念だし、そういうことは絶対なくさなければならぬけれども、そのためにせつなく日本は今まではぐんぐんできたそういうすばらしい環境をぶち壊してしまうようなことはぜひいようをお願い申し上げます、次の質問に移らせていただきます。

では、もう時間も参りましたので、急いで経済企画庁長官にお尋ねしたいと思ひます。四問ほど用意したんですが、一問が精いっぱいだと思います。それは公共料金値上げの凍結についてでございます。五月二十日に公共料金引き上げの年内凍結を閣議で決められました。

そこで経済企画庁長官にお尋ねいたしますが、五月十八日、昼ごろに羽田首相から熊谷長官と寺澤長官に対し、今後予定されている公共料金の引き上げを年内いっぱい見送るよう口頭で指示があったと伝えられているんですが、どのような指示があったのでしょうか。

○国務大臣(寺澤芳男君) 委員御指摘のように、五月十八日のお昼ごろ羽田総理から電話がありまして、実はその前の日の五月十七日と記憶しておりますけれども、やはり羽田総理から同じような御意向が漏れられました。それで、その電話でもつてはつきり公共料金の年内の値上げの凍結を考えている、そういう御意向が漏れられたわけでありました。

○査掛哲男君 では、それに対して経済企画庁長官は、公共料金値上げの協議大臣としてどういふふうな意見を述べられましたか。

○国務大臣(寺澤芳男君) 今国民生活で一番大事なことは物価を引き下げることであって、民間も一生懸命になって物価を引き下げるように努力しておりますし、円高とも相まって何とかして内外価格差も是正したいと私は思っております。また、もしそれが適法に行われるのであれば、大変結構なことではないかと思ひました。

○査掛哲男君 これは事務局でも結構ですけれども、今回の公共料金値上げを年内凍結することによる経済的な影響をどのように見ておられますか。

○政府委員(谷弘一君) 今長官から御説明ございましたように、現在円高が進行しております、消費者の低価格志向というものが非常に強まっております。また、民間企業の価格の引き下げのようものが非常に大きな努力を伴って進んでおります。今回の公共料金の措置がこうした民間全体、日本経済全体の動きと相ましまして、一層の物価の安定に資するのではないかといふふうに考えられます。また、消費者のマインドの中にも価格引き下げといふことについてよい影響をもたらすといふことで、これがさらには経済全体の景気の回復にも資するのではないかといふふうに考えております。

○査掛哲男君 公共料金の値上げは、いずれも基本的に法律に基づいてなされるものであります。今回の措置はその法律行為をストップさせる、いわば超法規的な措置でありますから、緊急避難的なときのみ許されるものであるといふふうに私は思ひます。昭和四十八、九年の第一次石油ショック後に公共料金の凍結が行われましたが、あのときは狂乱物価と言われた異常事態であり、年間に七、八割、倍近くも物が上がつていくといふようなそういうときでしたから、これは当然だが考えてもやるべきだといふふうに思ひました。

しかし、現在のようなこんな状況において強権を発動すべきだといふふうには私は思ひませんが、現在においてもこの強権を発動すべき適切な措置であったといふふうに長官はお考えでしょうか。

○国務大臣(寺澤芳男君) 今度の公共料金の引き上げ実施見送り措置は、公共料金についてはさまざまな批判が寄せられている現在の情勢を考慮いたしましての羽田総理の決断に基づき、既に政府において決定または認可が行われたものを除いて、本年じゅうの公共料金の引き上げの実施を見送ることを閣議で了承したものでございます。

企画庁としては公共料金の改定については、今後とも引き続き、物価問題に関する関係閣僚会議において先般取りまとめられました公共料金の取り扱いに関する基本方針に基づいて、今回の公共料金の引き上げ実施見送り措置の対象となっている公共料金に係る事業の総点検を行うなど、案件ごとに厳正な検討を加え適切に処理してまいりたいと思っております。

○査掛哲男君 五月十八日の公共料金凍結の記者会見で熊谷官房長官は、凍結期間について情勢によつては来年一月からの再凍結もあり得ると言っておりますが、それは御存じですか。それは景気情勢が、この五月二十日ですかこの前後、四月、五月程度ならまた延長するといふふうに長官はお考えですか。そうすることが適切なことだといふふうに考えられますか。

○国務大臣(寺澤芳男君) これは物価問題に関する関係閣僚会議並びに公共料金の取り扱いに関する基本方針等に基づきまして、今度の凍結された

公共料金を一体どうしたらいいのか、まずそれぞれ総点検をした上で個々にその対処を決めようというところになっておりまして、早急に総点検が始まることになっております。その結果を見てからにいたしたいと思っております。

○斎藤哲男君 もちろん景気情勢というのは非常に大切だとは思いますが、ことしの一月から三月まではちょっと前期よりもよくなっていますね。国内総生産で〇・八%ですから年率三・一%ぐらい、四月、五月はそれよりちょっとダウンしているけれども、そんなに悪いという状態ではありませんですね。

ですから、私はこんな状態であるのだったならば、そしてまた延長するというんだったら、公共料金はもう値上げを禁止するも同然だということになってしまふのじゃないかというふうに思いますが、現在の景気的情勢をどうお考えですか。そして、来年の一月にはこれよりもはるかにいい状態になっていくというふうにお考えですか。

○国務大臣(寺澤芳男君) 委員御指摘のように、在庫とかあるいは出荷、そして生産に若干開きが見えてまいりましたことは事実であります。公共料金の値上げにつきましては、先ほど御答弁申し上げたように、一件一件いろいろ事情が異なります。そういう事態を勘案いたしまして、厳正にチェックしてそれで決めることになるというふうに理解しております。

○斎藤哲男君 そういうことは物価局が今まで十分やってきたことなんです。私も昔、大蔵省から来た藤井局長さんのときでした、それはもうさんざんやられて、たくさん資料をつくらせるのが物価局の仕事なんです。そうすればひとりで期間が延びますから、まだないかまだないかという時代でした。

そして、今まで上がっているものだって年越しでみんなやっていっているんですよ。今から見直すんだというのだったら今まで物価局は何をしていたんですか。ここへ至るまでに物価局はいろいろな資料をつくり、いろいろな検討をしているんです。その

上で、だんだん進んできているものですが、それを今から見直すというのは何を言っているのかというふうに思っています。

それから、長官はこの公共料金の引き上げを申請された方々の気持ちも少しも思っていないのか、そういう人たちはどう考えているのか、どういう必要があったのか、そういうことを少しも考えたことがありませんか。

○国務大臣(寺澤芳男君) それぞれの公共団体、あるいは私企業が真剣に検討した上での料金の値上げ申請だろうと私も思います。特に民間の場合にいきなりストップされて、それにかかわる企業の方で非常に困っている方がおられるんじゃないかとも思います。そういうことで一件一件につきましまして、これからたとえ年内であろうがいろいろ御相談に乗るというふうなことになるように理解しております。

○斎藤哲男君 例えば、短期的な話ではなくて、高速道路の料金も出ておりますけれども、高速道路は昭和三十一年からスタートして、いわゆる東名、名神は早くできたんです。人のいるいいところは早くできたんです。そのときだって日本はお金がなかったんです。わずかでございますけれども、いわゆる税金もいろいろ入れていただいていたんです。

そして今、ようやく通産大臣のおられる大分県や宮崎県に東九州縦貫自動車道が着工されようとしているときなんです。そして、ここに来れば、あのときから見れば三十年もたっていますから、つくるには十倍以上の価格が当然かかります。交通量も幾分低いんですから、そこだけでやれといっても成り立たないので、全体としてプールしてやろう、そういうことなんです。先発の利益を後発のために少しでもしてあげようということ。であればこそ、大分県平松知事とか出雲の岩國市長がこの前公聴会でああいろいろな発言をされている。

そういう長いいろいろなことがある中でこのことが出てきているので、今景気はそれほど悪くない、そういう状態において、少しでも人気が得られるのならやりましようというのでは、これはやっつけにいいんですよ。そういうことを長官、ひとつぜひ頭に置いていただきたい。

そして、長官に一つお願いしたいのは、こまめに来たんですから、今度はそれぞれの事業について今お話しになったようにもう一度見直して、そしてできるだけ速やかに、値上げ時期は来年一月以降にしても早くそういう認可を与えてあげて。そうすることが今とめられているこの人たちがもう一度元気を吹き返していろいろな仕事ができるものになりますので、ぜひ長官にそのことをお願いして、私の質問、ちょうど四十分でございますので終えたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○斎藤文夫君 畑、寺澤両大臣に所信を中心としてお尋ねを申し上げます。

まず第一に、この十一日、柿澤外務大臣が急遽訪韓をされる。御承知の北朝鮮核実験問題めぐりましてアメリカも安全保障理事会に制裁決議案を提出する意向だと、緊迫の度を加えておるところでございます。通産省は貿易関係を通じてやはり北朝鮮の経済制裁問題には非常に関係の深い省である、このように思っております。

そこで、第三国を通じて日本の精密機械等が北朝鮮に輸出をされて今の開発されているミサイル等にも使われているというような指摘も一部あるところでありまして、それらを踏まえて通産大臣、これからの貿易経済制裁をしようというような段階になったときに通産行政の中でどういう姿勢をおとりになるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○国務大臣(畑次郎君) ただいま御指摘がございましたとおり、我が方の所管といたしましては、いわゆる貿易分野でこの面に対するかわり合いはある立場にございます。さような意味合いの中で、ただいま関係当事者の間におきまして話合いといえますものが最終段階というふうな意味合いでのぎりぎりの折衝が行われておるわけでございます。

○斎藤文夫君 特別におどしにやるわけではありませんですね。北朝鮮は経済制裁をされたらそれは即宣戦布告だ、本当に血塗ったようなニュースが放映されているのをテレビで見ましてこれは重大なことだな、国民的にもこの問題を真剣に考えて十分北朝鮮にも反省を求めながら、また我々も、とにかくミサイルが開発されればその範囲内、ターゲットになる国でありますから、これはまたちょっとアメリカとは雰囲気的に違う。その意味で私は別に特に慎重論ではありませんで。厳しくやるときにはやらなきゃいけない、おどしには乗れない、こういう立場には立っておりますが、十分通産省としても対応していただきたい。これは要望でございます。

さて、きょうはたくさん質問をさせていただきましたので、簡潔に御答弁を願います。

景気について寺澤長官にお尋ねを申し上げます。

この長期かつ深刻な不況はもう申し上げるまでもございせんが、政府は九四年度、二・四%をお決めにされた。昨日、OECDが日本の九四年、これは暦年で向こうはとっています〇・八%、そのかわり九五年度は二・七%と明るい見通しを発表してくれました。

私は前回、久保田長官時代に、昨年のGDPの訂正が全然行われない、ぎりぎりの段階でなぞ早く発表しないんだというように追及をさせていただいたところでもございましたけれども、政府のお考えになられた二・四%の実現というのはこれはもう現実論として私は非常に難しいな、しかしながら、それを発表しなきゃならなかった

いろいろ理由というのわからなくはない。

しかし、日本が今とる得る最大の方法は、貿易黒字をこれ以上やすのは大変だ、なれば内需拡大だ。ところが内需拡大には、設備投資が幾らか明るくなりそうだが、この期待感はお持ちでしょうか。個人消費は依然として低調である。こういう状況下で、平成五年から平成六年まで各種の緊急経済対策を打ち出してきた、本当のその効果というものが今どのように出つつあるのか、またそれにどう期待をしようというのか、その辺をまずお尋ねいたします。

○国務大臣(寺澤芳男君) 委員御指摘のように、企業の収益それから設備投資ともにまだまだ減り続けておまして、日本の景気もその面ではなかなかぱつとしない、そういう低迷が続いているのは全く現実の問題であります。ただ、民間部門においてはストック調整が進展するなど、一部に明るい動きが見られることも事実であります。

政府としては、この二月に決定しました総規模十五兆円を上回る幅広い施策から成る総合経済対策を引き続き着実に実行していくとともに、景気に配慮しました六年度予算についても、その成立を待って着実に実行してまいりたいと考えております。

こうした中で六年度の政府投資は高い伸びとなり、住宅投資も堅調に推移するものと見込まれております。これが国内需要全体に波及していくものと考えております。これに加えて、今度の大規模な所得減税は、耐久消費財のストック調整の進展などと相まって個人消費の伸びを高めるとともに、民間部門のマインドを好転させるものと期待しております。以上のような動きの中で設備投資も回復に向かっているものと考えております。

こうして我が国経済は六年度中に本格的な回復軌道に乗るものと見込まれ、六年度の実質経済成長率は、政府見通しでお示した二・四％程度になるよう一生懸命に努力してまいりたいと思っております。

○斎藤文夫君 公共投資中心の在来の手法で、こ

の三十八カ月とか言われている長期かつ深刻な不況を乗り越えていく、そういうことができるのか。特に、長官は証券界のいわゆる実学の御出身の大臣でしょう。御自身お考えになられて、こういうような方法でやっていくのか。今もここで話が出たんですが、予算の提出が四月でしょう。今まだ衆議院にあるんですよ。これについて、過去、昨年は二回にわたる補正予算、三次にわたる経済政策が打ち出されましたけれども、もう空鉄砲になっちゃうんじゃないか。

なるほど、公共事業は地方その他いろいろ活発なところもあります。でも、その経済波及効果というのは昔の一時期的ようなカンフル剤の即効剤にはなり得ない。それだけ今世の中が複雑多岐にわたってきている。それは証券という経済の最先端におられるあなたが一番わかるわけです。そういう方がお立場になられて、今までの手法で本当に景気回復、この秋から来年にかけてぐいっと明るさが出てくる、そういうような自信を持っておっしゃれますか。

それは確かに景気循環のサイクルから見ても、ぼつぼつ上がってきたと我々も期待しているんです。これだけ金をかけている。そういうような中で、絶対上がるだろうとは期待しながらも、例えばあなたが在庫調整とおっしゃるけれども、減産をした結果の在庫調整です。右へ倣えの生産で調整されていったらまだいいですよ。売れないから減産する、減産したからストック調整が行われる。特に製鉄関係なんというのは大減産でしょう。これは大変なことなんです。その辺をどうお考えになりますか。

○国務大臣(寺澤芳男君) 私の考えは、結局貯蓄と投資のバランスを今後どう変えていったらいいか。特に日本の場合に貯蓄、マイナスイメージが中長期的に見ますと結局経常収支の黒字というふうになってこれがだんだんと大きくなってまいります。そういうことで一口で申しますと、消費を伸ばしていくということもさることながら投資、これは委員御指摘のように公共投資だけではだめな

のでありまして、民間の設備投資、それから住宅、これがかかり伸びていくことによって景気全体を浮揚させる。その辺の観点からの見直しが必要だと私は思います。

○斎藤文夫君 国民のためにぜひ期待をいたしておきます。

それから、労働省おいでと思いますが雇用対策にちょっと触れさせていただきます。

いよいよ企業がリストラを始めまして、人員削減、配置転換あるいは工場の統廃合、したがって失業者は二百万人を超えたと。統計を見ても非常に失業者の増加、雇用危機は深刻だと受けとめておるところでございます。

本年四月の有効求人倍率、全国では〇・六六、私の神奈川県は〇・四三、特に私の工業都市川崎においては、驚くべきこと、〇・三九なんです。ですから働きたくても職がない。来年は特に、大学を出たけれども職がない、昭和初めのあのルンペンという言葉を出すような時代が今到来しつつある。こういう危機感を労働省はお持ちになつておると思っておりますけれども、一体この現状から判断をされて雇用対策をどういうふうにしていくのか。これも在来型では大変ですよということをお尋ねしたいのであります。

○説明員(坂本哲也君) 景気低迷が長期化する中で、御指摘のように雇用失業情勢は大変厳しいものがござります。特に、大企業を中心とした失業者の募集ですとかあるいは解雇といった厳しい雇用調整が行われているわけでございます。

私も、こういった状況に対応いたしますために、昨年末取りまとめた雇用支援プログラムに、昨年末よりまして積極的な雇用対策を実施していくこととして、平成六年度予算において三千億円を超える計上をいたしておるところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、各公共職業安定所におきまして、各企業労使の雇用維持努

力に対する支援というものを力を入れていくということと雇用調整助成金制度の拡充等を図っておるところでございますし、また、やむなく離職された方々につきましては、その早期再就職を促進しなさいかぬということで特定求職者雇用開発助成金制度を拡充いたしましてきめ細かな求人開拓ですとか職業相談、こういったものを通じて再就職の促進に全力を挙げているところでございます。

来年度の学生の就職環境でございますけれども、これもなかなか厳しいものがあるということと、私もそういったことも、例年にも増して早目に各事業主団体等に対しまして求人活動の要請に回っておりますし、さらに今後大規模な就職面接会ですとか、あるいはまた学生に対する求人情報の適切な提供とか、こういった取り組みに全力を挙げてまいりたいというふうに思っております。

○斎藤文夫君 これは通産大臣にお尋ね申し上げます。

今、来年度学校を卒業する新卒の就職というのは大変狭い。とりわけ最近、私も例年にも増してうちの息子だ、うちの娘だだだだという御相談においでになる。特に女性の大学卒業予定者、四年制でも短大でも大変な狭い門だと。いろいろお尋ねしてみても、うちはこういう状況ですから特に女性の方は採用しません、そういう企業というのが私どもの承知する限りでは非常に多い。

こういう状況の中で、産業界の元締めでいらっしゃるわけですから何か産業界にアピールするような方法をお考えになりませんか。

○国務大臣(畑次郎君) ただいま斎藤先生の御指摘のとおり、一つの問題意識として、産業の空洞化ということが、円高に伴って残念ながら問題をはらんで大きく進展されておりますことは御案内のとおりでございます。そういう中にごさいます、ただいま来春卒業の学生さんたちの問題が大きな社会問題となっておりますわけでございます。連日のように新聞等々で報道がなされる。

実は、そういうことの中にございまして、新規の市場開拓の問題あるいはまた雇用情勢改善のために経済団体関係の方々にも先般来呼びかけをさせていただきまして、とりわけ女子学生についても御理解と御支援を願いたいというようなことをお話し上げておるわけでございます。要は決め手といえますものは、やはり景気回復を急ぎまして新たな産業構造等々の推進を図る、そういうことをかなり早いテンポでやっていかなければならぬなというこの切実感を感じるわけでござい

ます。労働省とともに、ただいま先生御指摘のような意味合いのピンチを脱するべく引き続き全力を挙げてまいりたい、かように考えております。

○斎藤文夫君 いよいよ通産大臣、本論に入らせてもらいます。

日本は自由貿易体制を堅持するために犠牲を払ってもガット・ウルグアイ・ラウンドを成功させてきました。こういう中でふと振り返ってみると、日本が千三百億ドルの貿易黒字を持っている。対米では随分苦勞してきたけれども、それでもなお五百億ドルぐらいのアンバランスである。漸減をする傾向にありますけれども、世界の主要国の中では日本が突出している。だから、これはアメリカのみならず、EUでも非常に大きな問題化しているきょうこのごろでございますね。これはよく御承知のところでありませう。

そこで、いよいよ今日米の包括経済協定が進められて、アメリカは前々来、自民党内閣のときから数値目標を掲げて何とか日本にそれをのまそうとしていた。日本はここ数年必死の防戦をして何とかのりくらりと逃げてきたというのが実態だと思ふんです。そこで、今の交渉状況というものがどんなやりとりになっておられるのか。最後はどこかで話し合いをつけていかなきゃいけない、その落ちどころというのはどういうお考えを持っていられるのか。

加えて、時間がありませんから加えさせていただきますけれども、日本とアメリカでお互に基

礎認識にずれがある。これは例えば、日本は今までのいい物を安くつくって、お買いをいただければアメリカ国民の生活向上にも役に立つ、いいことじゃないですか。日本としては、何にも資源のない国ですから資源を買って来て加工して、そしてそれに付加価値をつけて輸出をする貿易立国日本としての当然これは国民的な国家的な活路ですから、これでやってきた。ところが今、そういう感覚では世界貿易の中で突出する日本というものが許されなくなりました。ここに日本が今世界から場合によっては袋だたきに遭う危険すら感ずるわけですから、どう貿易バランスというものを調整していくのか。残念ながら少し落としていかざるを得ない、そういうようなことをやるのか。

それは今政府の御方針を見ていると、内需拡大という形でそれを実行したい、これもわかる。しかし、本当に内需拡大と言っても限られた内需拡大。しかも、今の円高だとかどん海外へ生産手段が流出をしつある。ますますもって、高齢化社会を迎える国内における産業力あるいは国際競争力というものが減退をしていく。こういう状況で、本当に貿易バランスというものを考えてこれからの具体的な手段、方法というものはどうあるべきなのか。これは難しい問題で、御説明だとかんなになつちやうかもしれませんが、御所見だけでもちょっとお聞かせ願います。

○国務大臣(畑次郎君) ある意味におきましては、我が国最大の懸案の難しい問題だというふうな位置づけができるのではないかとこのように考えるわけでございます。そういう中にございまして、またまた申し上げた方がいいと思ひますけれども、もうよくにして日米間の経済摩擦に対する協議再開の一応レールが敷かれたという段階に相なっておるわけでございますが、ただいま先生御指摘のとおり、彼我双方におきまして、残念ながらまだまだ基本的な問題におきましても認識のずれがあることはこれは事実であります。しかしながら、例えば数値目標の問題等々につ

きましてはようやくそれなりの御理解をいただいた。しかしながら、客観基準等々の問題が場合によつては限りなく数値目標に近づくんではないかというふうな意味合いでの懸念材料も残されておるわけでございますが、私の立場にございましては、日米間、これは経済問題に限らず万般にわたりますして積極的な話し合いの中でやはり双方がそれなりの譲り合いの中で合意点を見出す、この限りない努力を引き続きやっていく必要が私はあるんではないかなというふうに考えております。

とりわけ、先ほど申し上げましたとおり円高、ようやく最近では百五円といったような前後に相なっておるわけでございますが、いわゆる産業界が期待する数値、あるいはまた中小企業のお立場にございましてはまだまだ大変な問題であるわけでございまして、この辺につきましては、ただいま先生御指摘のようないわゆる規制緩和の問題あるいはまた市場開放の問題等々、そういう中における我が国の問題解決を図りながら、主張すべき点は主張しながら事柄の決着を図っていくなくてはならぬ、かように考えているところでござい

ます。○斎藤文夫君 日本の立場というものにアメリカとの認識のずれがあるわけですが、これは本当に国内が、国際化あるいは自由化という波の中で流通からありとあらゆる分野で大変革が起きている。この変革は明治維新の変革よりもっと大変なん

だ、そういう認識を持つと同時に、我々のやっばり主張すべきことはことごとく主張していただかなければならない。その意味では、特に今の御意見を聞いてお願いをさらにしてまいりたいと思ひます。

それから、大臣のお顔を見るとどうしてもガット・ウルグアイ・ラウンドがちらつくわけでありますが、大臣が最後幕を閉められた、重要な役割を果たされた。ある意味においては本当に大丈夫なかつたという気持ちを持っておるわけでありまして、その後WTO、世界貿易機構というものが引き継いで自由貿易体制をつくり上げていく、こ

ういうことになる。

ところが、アメリカのずっとここ数年のやり方というものは、自由貿易体制と言いつながら、何か問題があれば日米間のようにスーパ一三〇一条をすぐ復活してきてたたくぞという姿勢を示したり、あるいは二国間でそれは解決したとか、そのくせNAFTAのように北米の経済機構というものをつくってそれでブロック化を進めるような雰囲気のものを持っている。

日米間というのはそうでなくても必ずしも直線的なやらない時期にきた。ある本を読んだら、もうアメリカは日米安保条約なんて迷惑がついてるよ、いつでも何か日本にあったときは手を引くよ、こういうアメリカからのニュースも流れてきたりしているんですが、それはさておきまして、ある意味において日米間が本当の意味で新しい時代を迎えるわけですから、やっぱり日本の主張というものを強く指摘していただきたい。

そこで、WTOに対して日本は今後、当然ガット・ウルグアイ・ラウンドをあれだけ成功させるために犠牲を払ったわけですから、これに対して大きな期待を持っておられると思いますが、大臣の所感を述べたい。

○国務大臣(畑次郎君) 私は、斎藤先生御指摘のとおり、このウルグアイ・ラウンド問題は今日この立場にございましてそれなりの責任と重大関心を持って見詰めていかなければならない、そしてまた微力ながらできることは最善を尽くしていかなくちやならぬというふうな思いに駆られるわけでございます。私は、平和の分野では国連、そしてまた経済分野ではいわゆるWTO、この二本柱という方向でのこれからの展開を念頭に置いておくべきではないかなというふうに考えます。

実は、さうだつてポーランドのワルシャワで東西経済担当閣僚会議がございましたときに、ドイツの担当大臣が、日米間のみで何かこそ話で物事を決めるようなことはしないでもらいたい

というようなことが指摘をされたわけでございますが、私は、今日米間の経済問題もそうでございますが、これはいわゆる全世界の中で通用するような問題の協議をし、決着を図らなければならぬ。と同様に、これからの貿易ルールのありようといふことも、いわゆる二国間ということよりも多国間できちっと世界のルールとしての位置づけということが大切であらうかというふうに考えるわけでございます。

私は、さような意味合いでの三〇一条の問題あるいは農業問題のウエバー条項等々の問題、この問題はこれからの世界世論、世界のルール、世界の常識という中で問題をきちっと解決ができるような方向へのWTOの位置づけの強化を引き続き図っていかねければならぬ、かように考えております。

○斎藤文夫君 話を交えます。

為替レートについて、大蔵省おいでいただいているんで、これは一言でいいんです、今一ドル百五円、その前後でありますけれども、この水準を率直に言って日本の国力から見てもお考えになるか。一言で言えというのは酷でありますけれども、お願いいたします。

○説明員(河上信彦君) お答えいたします。

為替相場につきましては、私も経済の基礎的諸条件を反映いたしました安定的な推移をたどることが望ましい、かように考えておるところでございます。まして、こうした理解は御案内のとおり主要各国共通のものとなっておりますのでございます。

ただいま具体的な水準についてのコメントのお尋ねでございますが、私も通貨当局にある立場の者としていたしましては、為替市場に不測の影響を及ぼす懸念もございまして、具体的な水準につきましてコメントすることは差し控えておるところでございます。この点ぜひ御理解をお願いいたします。

○斎藤文夫君 経済企画庁、景気の立場から見ても今の百五円、どう思いますか。

○政府委員(小林博君) 円高の影響につきましては、一般論ではプラスとマイナスの両面にわたるいろいろな影響がございすけれども、委員御指摘のとおり、急激な円高につきましては輸出産業の手取りを減少させ企業収益を圧迫させる、それは結果として企業の設備投資に対する意欲等を減殺する可能性がございすので、全体の我が国経済に対してはかなり厳しい影響を与える可能性がございす。

○斎藤文夫君 通産省、先ほど大臣もちょっとお触れになったんですが、特に中小企業について今の百五円というのはこれは本当に大変なことでありまして、私もその承知する限り、優秀な中小企業ですら百二十円、それがもう生命線だと言っているんですね。ですから、優秀な企業ですから海外へどんどん輸出した、百五円になったらもう生産性向上なんて内部の合理化では埋められる金額ではない、したがって百二十円ぐらいに円安誘導をしてくれたら一気にかせいに立ち直るし景気は回復する、こういう経営者の悲痛な叫びをお聞きしているんですが、どう思いますか。

○政府委員(中川勝弘君) 最近の急激な円高が大変輸出企業を中心にしまして大きな影響を与えております。輸出の企業の採算レートは、業種業態あるいは企業の規模等によりまして差異がございすので、一概には論じられませんが、私どもの中小企業庁の方で調査をした結果によりますと、これは昨年の十二月ぐらいの調査でございますが、特に中小企業の輸出採算レートは百十円から百二十円ぐらいが採算レートであるとする企業が多いという事情になっております。そういう意味では、最近の円高がこうした輸出産業のみならず自動車産業等のすそ野の広い産業を通じて、直接輸出を行っている産業までも大きな影響を与えておりまして、私もとても懸念をしております。

○斎藤文夫君 そこで中小企業問題であります。本年度予算、大蔵大臣の本会議における予算説明では千八百七十七億円、特別会計を含みますと二千四百四十六億円、前年対比九十九億円増、融資は別でありますが発表されました。今の中小企業が置かれている立場は、畑大臣、前任の農水大臣のお立場で、農林水産行政と中小企業一般産業に対する政府の対策というものは、これは御承知のように私も前から言わせた大差違がある。例えば休耕田にすれば、いろいろな意味でお願いをしたんだ。何らかの対応をいたしますよと。ところが、一般の中小企業は、隣にスローパーができて倒産してもだれもそれに対する補助助成というものはないわけなんです。ただそれだけを農水産行政と比較するのは御無礼でありますけれども、お立場的に前任がそうでしたらつたからからんをいただければ、一般産業とりわけ中小企業というものが九〇%、しかも今の日本の経済発展の原動力をなしてきた、そういうことから考えるとまことに手薄いものがある。

○政府委員(中川勝弘君) 最近の急激な円高が大変輸出企業を中心にしまして大きな影響を与えております。輸出の企業の採算レートは、業種業態あるいは企業の規模等によりまして差異がございすので、一概には論じられませんが、私どもの中小企業庁の方で調査をした結果によりますと、これは昨年の十二月ぐらいの調査でございますが、特に中小企業の輸出採算レートは百十円から百二十円ぐらいが採算レートであるとする企業が多いという事情になっております。そういう意味では、最近の円高がこうした輸出産業のみならず自動車産業等のすそ野の広い産業を通じて、直接輸出を行っている産業までも大きな影響を与えておりまして、私もとても懸念をしております。

と二千四百四十六億円、前年対比九十九億円増、融資は別でありますが発表されました。今の中小企業が置かれている立場は、畑大臣、前任の農水大臣のお立場で、農林水産行政と中小企業一般産業に対する政府の対策というものは、これは御承知のように私も前から言わせた大差違がある。例えば休耕田にすれば、いろいろな意味でお願いをしたんだ。何らかの対応をいたしますよと。ところが、一般の中小企業は、隣にスローパーができて倒産してもだれもそれに対する補助助成というものはないわけなんです。ただそれだけを農水産行政と比較するのは御無礼でありますけれども、お立場的に前任がそうでしたらつたからからんをいただければ、一般産業とりわけ中小企業というものが九〇%、しかも今の日本の経済発展の原動力をなしてきた、そういうことから考えるとまことに手薄いものがある。

○政府委員(中川勝弘君) 最近の急激な円高が大変輸出企業を中心にしまして大きな影響を与えております。輸出の企業の採算レートは、業種業態あるいは企業の規模等によりまして差異がございすので、一概には論じられませんが、私どもの中小企業庁の方で調査をした結果によりますと、これは昨年の十二月ぐらいの調査でございますが、特に中小企業の輸出採算レートは百十円から百二十円ぐらいが採算レートであるとする企業が多いという事情になっております。そういう意味では、最近の円高がこうした輸出産業のみならず自動車産業等のすそ野の広い産業を通じて、直接輸出を行っている産業までも大きな影響を与えておりまして、私もとても懸念をしております。

○政府委員(中川勝弘君) 最近の急激な円高が大変輸出企業を中心にしまして大きな影響を与えております。輸出の企業の採算レートは、業種業態あるいは企業の規模等によりまして差異がございすので、一概には論じられませんが、私どもの中小企業庁の方で調査をした結果によりますと、これは昨年の十二月ぐらいの調査でございますが、特に中小企業の輸出採算レートは百十円から百二十円ぐらいが採算レートであるとする企業が多いという事情になっております。そういう意味では、最近の円高がこうした輸出産業のみならず自動車産業等のすそ野の広い産業を通じて、直接輸出を行っている産業までも大きな影響を与えておりまして、私もとても懸念をしております。

○政府委員(中川勝弘君) 最近の急激な円高が大変輸出企業を中心にしまして大きな影響を与えております。輸出の企業の採算レートは、業種業態あるいは企業の規模等によりまして差異がございすので、一概には論じられませんが、私どもの中小企業庁の方で調査をした結果によりますと、これは昨年の十二月ぐらいの調査でございますが、特に中小企業の輸出採算レートは百十円から百二十円ぐらいが採算レートであるとする企業が多いという事情になっております。そういう意味では、最近の円高がこうした輸出産業のみならず自動車産業等のすそ野の広い産業を通じて、直接輸出を行っている産業までも大きな影響を与えておりまして、私もとても懸念をしております。

○政府委員(中川勝弘君) 最近の急激な円高が大変輸出企業を中心にしまして大きな影響を与えております。輸出の企業の採算レートは、業種業態あるいは企業の規模等によりまして差異がございすので、一概には論じられませんが、私どもの中小企業庁の方で調査をした結果によりますと、これは昨年の十二月ぐらいの調査でございますが、特に中小企業の輸出採算レートは百十円から百二十円ぐらいが採算レートであるとする企業が多いという事情になっております。そういう意味では、最近の円高がこうした輸出産業のみならず自動車産業等のすそ野の広い産業を通じて、直接輸出を行っている産業までも大きな影響を与えておりまして、私もとても懸念をしております。

○政府委員(中川勝弘君) 最近の急激な円高が大変輸出企業を中心にしまして大きな影響を与えております。輸出の企業の採算レートは、業種業態あるいは企業の規模等によりまして差異がございすので、一概には論じられませんが、私どもの中小企業庁の方で調査をした結果によりますと、これは昨年の十二月ぐらいの調査でございますが、特に中小企業の輸出採算レートは百十円から百二十円ぐらいが採算レートであるとする企業が多いという事情になっております。そういう意味では、最近の円高がこうした輸出産業のみならず自動車産業等のすそ野の広い産業を通じて、直接輸出を行っている産業までも大きな影響を与えておりまして、私もとても懸念をしております。

密通疎の問題が一つの大きな国民的課題の中における、とりわけ地方の中小企業のお立場等々、こういうことを考えますと、従来の一般的な手法でもって中小企業のお立場に対応はできないぞという御指摘はそのとおりでございます。

たまたま平成五年度、三次にわたります補正予算の中にございましてそれ相応の予算計上あるいはまた金融支援措置等をさせていただいたことは御案内のとおりでございます。釈迦に説法でございますけれども、今日いささかのことがございす一つの要素をつくり出しておるのはその三次にわたります補正予算であり金融措置ではない。御承知のとおり、三次にわたる補正予算のトータルにおきましては約二千億を越した予算計上をし、そしてまた四兆円前後の金融措置の枠をつくらせていただいた。こういうことが今よりや

○政府委員(中川勝弘君) 最近の急激な円高が大変輸出企業を中心にしまして大きな影響を与えております。輸出の企業の採算レートは、業種業態あるいは企業の規模等によりまして差異がございすので、一概には論じられませんが、私どもの中小企業庁の方で調査をした結果によりますと、これは昨年の十二月ぐらいの調査でございますが、特に中小企業の輸出採算レートは百十円から百二十円ぐらいが採算レートであるとする企業が多いという事情になっております。そういう意味では、最近の円高がこうした輸出産業のみならず自動車産業等のすそ野の広い産業を通じて、直接輸出を行っている産業までも大きな影響を与えておりまして、私もとても懸念をしております。

○政府委員(中川勝弘君) 最近の急激な円高が大変輸出企業を中心にしまして大きな影響を与えております。輸出の企業の採算レートは、業種業態あるいは企業の規模等によりまして差異がございすので、一概には論じられませんが、私どもの中小企業庁の方で調査をした結果によりますと、これは昨年の十二月ぐらいの調査でございますが、特に中小企業の輸出採算レートは百十円から百二十円ぐらいが採算レートであるとする企業が多いという事情になっております。そういう意味では、最近の円高がこうした輸出産業のみならず自動車産業等のすそ野の広い産業を通じて、直接輸出を行っている産業までも大きな影響を与えておりまして、私もとても懸念をしております。

○政府委員(中川勝弘君) 最近の急激な円高が大変輸出企業を中心にしまして大きな影響を与えております。輸出の企業の採算レートは、業種業態あるいは企業の規模等によりまして差異がございすので、一概には論じられませんが、私どもの中小企業庁の方で調査をした結果によりますと、これは昨年の十二月ぐらいの調査でございますが、特に中小企業の輸出採算レートは百十円から百二十円ぐらいが採算レートであるとする企業が多いという事情になっております。そういう意味では、最近の円高がこうした輸出産業のみならず自動車産業等のすそ野の広い産業を通じて、直接輸出を行っている産業までも大きな影響を与えておりまして、私もとても懸念をしております。

○政府委員(中川勝弘君) 最近の急激な円高が大変輸出企業を中心にしまして大きな影響を与えております。輸出の企業の採算レートは、業種業態あるいは企業の規模等によりまして差異がございすので、一概には論じられませんが、私どもの中小企業庁の方で調査をした結果によりますと、これは昨年の十二月ぐらいの調査でございますが、特に中小企業の輸出採算レートは百十円から百二十円ぐらいが採算レートであるとする企業が多いという事情になっております。そういう意味では、最近の円高がこうした輸出産業のみならず自動車産業等のすそ野の広い産業を通じて、直接輸出を行っている産業までも大きな影響を与えておりまして、私もとても懸念をしております。

○政府委員(中川勝弘君) 最近の急激な円高が大変輸出企業を中心にしまして大きな影響を与えております。輸出の企業の採算レートは、業種業態あるいは企業の規模等によりまして差異がございすので、一概には論じられませんが、私どもの中小企業庁の方で調査をした結果によりますと、これは昨年の十二月ぐらいの調査でございますが、特に中小企業の輸出採算レートは百十円から百二十円ぐらいが採算レートであるとする企業が多いという事情になっております。そういう意味では、最近の円高がこうした輸出産業のみならず自動車産業等のすそ野の広い産業を通じて、直接輸出を行っている産業までも大きな影響を与えておりまして、私もとても懸念をしております。

既に一流大型スーパーは夜の九時まで営業をやるところが、中小零細企業、どんな駅前、い場所にあつても、朝十時から夜九時まで営業するとなれば二直制をとらなさいけない。一方では労働時間短縮で絞められる、一方で二直の人員費を中小零細企業持てよと言われたって、それは持てないですよ。こういうところに大型店と零細企業との残念な差がある。

しかも、大型店同士の出店争いは鎮静化したという御説明があるけれども、実際はブルドーザー商法の本だと私は思っているんです。そういう中で共存共栄を図る、大型店をカットして、そしてウイングとして専門店がと、理想はわかる。でもその理想に至るにはまだまだ大変な距離があるというのを御認識いただく、そうならば大店法というものを本当になくしちゃうのか、その辺の御方針を特に明確にしたいです。

○国務大臣(畑次郎) 先生御指摘のとおり、五月一日から大店法のいわば緩和された姿がたまたま展開をされておりました。私の耳に入っているところには、いろいろございまして、かなり売り上げが上がりつつあるというふうなことが言われておるわけでございます。逆に申し上げれば、それだけまた中小企業のお立場ではいろいろ問題が新たな悩みとして、深刻な問題として目前に横たわっていることではないかなというふうに考えるわけでございます。

この五月一日から行われました大店法の改正の問題は、中小企業関係の方々も御参加を賜る審議の中で、いわばぎりぎりの御理解を願って、最大限の御辛抱を願っての取り組みであったというふうにも理解をいたしておるわけでございます。私は今、いわばこれは思い切った規制緩和がなされた姿の中にございます。実態からしましては、しばらく実態を把握して物事の判断をすべきと、慎重な立場に立っておるわけでございます。

○斎藤文夫君 大臣の所信を承りまして、ぜひ現状をしっかりと把握していただいて、小売商店がぎりぎり生きていける道だけは通産行政の中でもき

ちんと開いていただきたい、このように思っています。最後に、やはり中小企業に関係のあることですから、大蔵省、おいでをいただいているのでお尋ねをいたします。

消費税のまたいろんな意味の見直しが言われておるところですが、御承知のように、導入時に免税とかあるいは簡易課税あるいは境界免除、これを創設したのは中小零細企業がなかなか三%の消費税を転嫁できない、あるいは事務能力がない、だからこそこういう便法で配慮をということであるとき特に中小零細企業のためにつくった法律であるわけですね。

ところがその後、益税だというふうなことで厳しく指摘をされているんですが、その益税の実態と、それから中小企業として三%消費税が転嫁できないと言っていたのが最近どうであるようになったのか。ただ、政府税調でいろいろ意見を出すけれども、これらについては要するに今までの中小零細企業の置かれた立場から見ても、あくまでも慎重な配慮を私はされるべきではないかと思っております。ですので、その辺についてお話があれば聞かせていただきたい。

以上でございます。

○説明員(福田進君) まず、転嫁のお話から御説明いたします。消費税の転嫁の状況につきまして、通産省がなさいました調査によりまして、おおむね次のとおりでございます。

すなわち、消費税の導入前には事業者の転嫁に対する懸念が指摘されたわけですが、結果としていたしまして全体としては円滑かつ適正な転嫁が行われた、こういう調査結果になっております。ただ、小売業者やサービス業者などのいわゆる対消費者取引を主体とした事業者の一部では転嫁を行っていないものの比率が高くなっております。これは事業者向け特例措置の適用を受けている中小零細事業者の割合が高いためと考えられます。特に、今御指摘ございました免税点制度の対象となる課税売上高三千万円以下の事業者の転

嫁割合は低く、小売業者で約三分の一の事業者、またサービス業者で約三分の二の事業者がほとんど転嫁できていないという結果となっております。

それから、今益税というお話がございましたが、益税という言葉につきましてもいろいろな方がいろいろなおっしゃっております。その定義として明確なものがあるわけではございませんが、一般的には中小事業者に対する特例措置によりまして消費者が支払った消費税相当額のうち事業者の手元に残っているもの、こういう意味で使われていると考えられます。これらの中小特例措置によりましてどの程度の益税が生じているかは、各事業者の転嫁状況を把握しなければ推計できない性質のものでございます。各事業者の転嫁の程度を正確に把握することは現実問題として不可能でございますので、益税額を計算することは困難でございます。この点は御理解いただきたいと思っております。

ただ、税制調査会の中期答申に示されておりましたように、中小企業者の転嫁の割合が相対的に低いこと、また平成三年の消費税法の改正によりまして、簡易課税制度のみなし仕入れ率がおおむね実態に即したものとされていること等から推測いたしますと、事業者の手元に残る額が広範かつ多額に生じているとは考えにくい、こういうふう

に思っております。

なお、これらの特例措置によって他方で減収額というものが生じてくることとなりますが、この減収額は、特例措置がなければ本来納付されたはずの税額を言いますと、各事業者の転嫁状況にかんにかかわらずこれは発生するものでございす。適正転嫁によつて益税が発生しない場合、益税が発生している場合、益税が発生していない場合、さらには転嫁ができて、いわゆる益税の逆でございす。損税が発生している場合にも減収額が生じるわけでございます。益税の額と減収額とは全く異なる概念であることも、これも御理解いただきたいと思います。

なお最後に、中小事業者の納税事務に配慮して設けられましたこの特例措置でございますが、まさに先生おっしゃいますように、これは消費税の軽減措置の仕組みの中に事業者の事務負担を軽減する措置を設けること自体、それ自体には十分私どもは合理性があると考えております。諸外国においても採用されておりますので、その認識は同じでございます。

ただ、この具体的な制度のあり方につきましては、税制における公平性と簡便性の間でどのように均衡を図るべきという政策判断の問題でございます。消費税が導入されて六年目でございますが、国民の間に定着いたしましたので、事業者も納税事務に習熟してきたと認められる今日におきましては、さきの益税問題にかかわりなく、公平性と簡便性という二つの要請をどのようにバランスさせるか、こういう観点から検討が行われるべきものだ、こういうふうに考えております。

○谷畑孝君 まず、畑次郎大臣にこの場をおかりしてお話を申し上げておきたいと思っております。過日、大臣就任早々、休日にもかかわらず被差別部落、奈良のいわゆる部落産業を視察していただきました。私どもの一生懸命に頑張っておられる部落産業を担っている皆さんも非常に喜びで、今後ともぜひまた理解を深めてもらってひとつ頑張りたい、こういうお話でございます。

本当にありがとうございます。

御存じのように、部落差別の場合は土農工商えた非人と言われた身分制度に基づいて、そういうことの中で今なお差別をされてきた歴史、その中でとりわけ産業そのものが非常に狭められた形の中で従事をするということにもなります。それが御存じのように、例えば牛肉であれば自由化の中で非常に厳しい状況に立たされてしまっています。また、羊毛、羊毛という産業も、ウルグアイ・ラウンドのTQ制度の見直しというところで、今まで少し関税を上げてもらっていたと思っておりますけれども、これも自由貿易の中で見直されて非常に厳しくなってくる、こういうことでございます。

そのあたりも認識を深めていただいて、ぜひ今後とも通産行政の中でひとつ前向きな形で取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

さて、本題に入りたいわけですが、斎藤委員とは同じ質問になつてしまふことにもなるわけですが、また少し角度を変え、また問題意識を少し議論させていただきながら通産大臣からのお答えをいただきたい、このように思っているわけでありませう。

まず、クリントン大統領と前細川総理との日米包括経済協議の物別れ、こういうことで国民の中におきましても大変な問題認識を深めていった、このように実は思つてございませう。斎藤委員からもお話がありましたように、日本の経常収支の黒字あるいは貿易黒字、なかなか減らない。有効な手だてがあるようではない。規制緩和だつて、総論は賛成、各論になつてきまふとやっぱり歴史的な過程がありますからなかなか難しい。また内需拡大だ、こう言つても、新社会資本整備どうするんだというのを言つても、結局予算編成になつてきまふと従来のシェアをそのまま何%かこうだ、こういう枠組みでとられてしまふ。

我々が生まれて、気がついたときにはもうすべての道路が産業道路という名前でした。私の隣の道路も産業道路でしたし、よその県へ行つてもこの県行つても産業道路。何もない日本の社会ですからまさしく勤勉に働く、一生懸命いいものをつくる、そういうことで輸出によって日本が栄えてきたことは事実です。私もいいものをつくつて安く売ることが何が悪いかと、こういう意識が国民の中には当然あるわけなんです。

しかし、この貿易黒字ということ、いかに今大きな問題になつてどんな問題があらわれたかといひますと、今お話がございましたように、一つは円高ということの中でばたいたと中小零細企業がつぶれていく大変な状況になつてゐる。もう一つは、そのためにどうしても海外へ出ていかなければならない、そうすると空洞化が起こる。

そんなこともあつて、けさの新聞によりまふと、経済成長率が3%未満ならこれは二〇〇〇年になつても労働力が過剰になるんだ、今日の雇用問題は不況だからという一過性の問題じゃなくてすぐれて長期にわたる、失業もヨーロッパ並みといひまふようか非常に高い状況に来るといひ、そういうような何か非常に暗くなつていくようなニュースであつたわけだ。やはり日本だけがひとり勝ちをしてゐる貿易黒字、この問題はやっぱり避けることができない。

そこで、ようやく六月一日から再開ということになつております。これは何としてもいい形で解決していくという方向でしていかないと、国民生活のさまざまな分野において影響があるので、そのことに対する決意と所信をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(畑次郎君) ただいま谷畑先生御指摘のとおり、我が国の今最大の政治課題であり経済分野の大問題でありますこの経常収支黒字の問題あるいはまた日米間の経済摩擦の問題、円高等々によりまふ産業の空洞化等々まことに厳しく、大問題を今日抱えております。

さうな中にございまして、この日米間の経済摩擦問題を何としても解決をしなければならぬ、この点におきましては双方が幸いにして基本的な方向性あるいはまた問題意識が一致をいたしておるわけでございますから、さうな意味合いでの協議再開ということ、私は何としても協議再開を即やはり合意を見るべくベストを尽くしていかねければならぬ、かように受けとめさせていただきます。

ただ、従来から言われておりましたいふゆる数値目標の問題は、とりわけ通産省の立場から言ひさせていただきますと民間企業のいふゆる経済行為であるわけでございますから、政府がそれに対して数値目標を設けて具体的な国同士の約束事をするといふような意味合いのものはこれは何としても排除をしていかねければならぬ。

な意味合いの中にございまして、客観基準等々の運用、ありよう、そういうようなものによりまして一定の時期が過ぎ、一定のいふゆる経済行為が進んだ段階でその実態を双方が検討を加えて、見直しをして、さらなる努力を、お互いに問題点を指摘し合うといふような意味合いでのこれからの努力といひますものは大切ではなからうかなといふように考えるわけでございます。いわば管理貿易といふことをきちつと避けながらもお互いがそこに十二分に理解のできる取り組み、話し合いの場、そういうものをつくり上げていかねければならぬ、かように考えるわけでございます。

ひとり日本とアメリカの問題じゃなくして、世界経済に大きく不安も与え、問題を惹起いたしております今日にございましては、ただいま申し上げましたような意味合いで、産業界の方々の基本的なあるべき姿勢といひますものは堅持しながらも、何としても合意を図るべく通産サイドでも努力を重ねてまいりたい、かように考えております。

○谷畑孝君 これは通告はしていませんけれども、通産省の方に少しお聞きしたいんです。

結局、貿易黒字を適正なものにしていくとすれば、輸入をふやすか輸出を少し抑えるか、先ほど言ひましたように、内需拡大なりあるいは大きな産業の転換、規制緩和等を含めてもつと日本国内の中における市場、こういうさまざまな要素が出てくるわけだ。

その中でどうしても交渉となつてきまふと、数値目標といふことがいふやうなイメージとして出てくる、あるいは目に見えぬその効果、こういうことが出てくると思ひます。その中で、いふゆる客観基準といふ問題と数値目標といふのはどう違うのか。あるいはまた、この客観基準のとり方もある意味でとらえられると数値目標の要素の強い客観基準になるし、また自分の国の立場で考えると、いやさうじゃない、アバウトなものだといふことにもなるだろう。そこらの点は現在どう日米において見解があるのか、少しわかりましたら

わかる範囲で結構ですから教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(前田正博君) ただいま大臣からお答えのありましたとおり、日米フレームワーク協議は、客観基準、それにもう一つのこの協議の目的について日米が合意をした結果再開をされたわけでございます。その際、この数値目標でございますけれども、客観基準として数値目標を決めることとはないという合意のもとにこの協議は再開をされたわけでございます。

ただ、そうはいひましてもお互いの交渉事でありまふから、米側が将来にかかわる指標を提案してくる可能性は排除されるわけではございませうが、日本といたしましては、例えば将来にかかわる指標あるいはトレンドを将来に延ばすような形で自由な経済活動に対する介入を招くようなものであれば、名称のいかんを問はずこれは市場経済の原則や規制緩和を進めようとする我が国の方針に反することでありまふから、これは私も受け入れることはできないと思つておるわけでございます。

○谷畑孝君 わかりました。

それでは、この件について最後にもう一度通産大臣にお聞きをして、次の問題にいきたいと思ひます。

大事な、せっかく再開された日米包括経済協議といふことでありますから、前回のような物別れ、そういうことじゃなく、ぜひひとつ実りのあるものにしていただきたいと思ひます。それには単なる口約束といふよりも実行ということが非常に大事だ、あるいは内外ともども日本はこうするんだ、こういうことが必要だと思ひます。そういう意味で、政府経済見通しの中で、経常黒字を九四年度にはGDP、国内総生産の二・八%に縮小するといふことが明記されてゐるわけですが、これらをぜひ二%程度に経常黒字を抑えていくんだ、こういうような国の意思表示といひたいのか、国内向けあるいは海外向けにそういうことができないものかどうか。その点について

お伺いして、次の質問に移りたいと思います。

○政府委員(前田正博君) 政府経済見通しにおきましては、たゞいま御指摘のような数字が掲げられておるわけでございますが、政府経済見通しにおけるいろいろな数字といふものは、これはいづれも民間活動が我が国の場合はその主体をなしておりますからある程度の幅をもつて考えるべきものであります。

〔委員長退席、理事香掛哲男君着席〕

特にそのうちでも経常収支は、予見したい国際的な環境の変化がございますから、特定の数字を公約として掲げるようなことは不適切であらうかと思ひます。したがって、いろいろな日米の協議その他におきまして、こうしたマクロの数値目標的なものを目標やあるいは公約としてお約束することは難しいだらうと思ひます。

○谷畑孝君 そうだらうと思ひます。ぜひ実りのある日米交渉をひとつ成功させていただくことをお願いを申し上げまして、次に移りたいと思ひます。

次に、寺澤経済企画庁長官にお聞きするんですが、いわゆる貿易黒字というものを削減していくためにはやはりどうしても内需拡大である、そういうことが言われているわけです。

その中で、非常に特筆すべきものが通商白書の中にも実は書かれています。それはどういうことかといふと、日本が巨額の経常黒字を抱え、海外に資産を蓄積してきたことについて、最適な選択ではなかったことと指摘。円高により対外資産が目減りしている上、高齢化社会に必要な国内の資産形成が十分でなかったため、今後は高齢化社会に備え経常黒字を国内投資に回すべきだとしていふ。これは、私、非常に大事な指摘じゃないかと思ひます。先ほど言いましたように、円高という形の中でどうしても海外に投資が向いていくわけですが、後ほどまたお聞きしますけれども、中小企業リストラ支援法もそういうことを前提にした法律であるわけなんです。

しかし、日本の社会資本整備がこれだけの大国

で本当に十分なのか。下水道だって、私の町でも大体六〇％、ある町に行きますと時には五〇％、四〇％と、下水道ですら一〇〇％が達成されていない。こういう社会資本ということでありまして、これから高齢化社会等々の中で、ゆとりある社会の中で、非常に充実した社会資本整備をしなければならぬと思ひます。そのためには経済それ自身の方向性あるいは計画性を私は大いに改めていく必要があるんじゃないか。

そこで質問ですが、公共投資基本計画です。二〇〇〇年までの十年間で四百三十兆円、こういうことになっておるわけですが、景気の回復ということでも何回かにわたって補正予算が組まれたりしています。そういうことで、それからとにかくこれを大いに見直してもっと上積みをしていく必要があるんじゃないか。百兆円ぐらいの上積みをしていく必要があるんじゃないか。その上積みの中で、新社会資本整備というの、高齢化社会に向けた町づくりというの、そんなところにもっとやはり資本を投下していく必要があるんじゃないか。そういうことを思ひます。けれども、どのようにお考えですか、質問いたします。

○国務大臣(寺澤芳男君) 日本が二十一世紀に向かって高齢化社会に突入していく、我々は子供たちにあるいは孫たちにちゃんとした社会資本の整備を、まだ日本が活力のあるうちにやっておかなければならないのだらうと思ひます。日本の国内での公共投資、すなわち社会資本の整備というものは、委員がいみじくも御指摘になったように、とりもなおさず日本国内への投資ということ、海外への投資がその分だけ減るわけですから、これは経常収支の黒字を減らすということにも大きな意味を持つわけで、一挙兩得である、こう思ひます。

今御指摘の公共投資基本計画を変えて、少し積み増したらどうかという御意見ではないかと思ひますが、経済企画庁の中に社会資本整備研究会というものが発足いたしました。積み増しをも含めた配分、再配分をも含めたいいろいろな研究

究を今始めたところであります。これを早急にやっていたいと思ひます。

○谷畑孝君 ぜひそういう立場で、今までほんまに見通しも含めて大きな批判も受けているさなかですから、経済企画庁ここにありということ、頑張っていたきたい、こう思ひます。

大分時間が過ぎましたので、用意しているものが消化されなくなつてしまふので、少しはしりたいたいと思ひますが、次に中小企業リストラ支援法について一括してお聞きしておきます。

この法案が成立をしてからそれぞれ各都道府県においてばらつきがある、そういうように聞いています。これを非常に有効的に利用しているところの地域もあれば、ほとんどされていないところもあると聞いています。そこらの点についてどうかという点。

〔理事香掛哲男君退席、委員長着席〕

それと同時に、私も中小企業の皆さんにいろいろお話を聞いておきますと、せっかくこの法律に基づいて海外に展開をしたいという場合においてどうしても情報が不足をする、こういうことが多々あります。そういう意味では、ジェトロが通産省外郭団体の中で長い経験も実績もあります。もちろんジェトロも情報についてはなかなかいろいろいろいろおるわけですが、制度とか、制度的にそういう中小企業の皆さんがもっとわかりやすく便利に情報を得ることができるよう、そういうことが非常に大事じゃないか。そういう情報集約をもっと政策として確立していただきたいと思ひます。この点についてはどうですか。

○政府委員(村田成二君) ただいまの御質問、二点に分かれるかと思ひますが、第一点についてと、りあえず私の方からまずお答えを申し上げます。確かに、昨年の臨時国会で御審議いただきました後、十一月二十五日にこの法律が公布、施行されたわけでございます。その後約六カ月にわたって約六カ月強の間に、新分野進出等を

行おうとする企業が都道府県知事の計画承認を得ることになっておりますが、その承認件数で見ますと先週末までで三百七十八件の承認がなされております。ただ、おっしゃいますように、これを地域的に見ますとかなりばらつきがあることも事実でございます。

ただ、これはいろいろな事情があるかと思ひますが、私も少しはまづ一つは、やはり業種的に見ましてかなり特定の業種に新分野進出の動きが集中している、その特定業種が集積されている、あるいは集まっている地方が割合と偏っているというのが第一点あるかと思ひます。

それから第二点は、やはり工場が地方にありまして本社が違ふところにあるというケースがかなり多々ございまして、この承認は本社の所在地で行うことになっておりますので、そういった関係で本社が集中している地域に割合と集中している、こういうことかと思ひます。

それから第三点は、今方申し上げましたように、本法が施行されてまだ六カ月強でございます。私もいろいろな形で周知徹底、PR、宣伝をやっておるわけでございますけれども、引き続きこうした努力を重ねることによりまして、より多くの中小企業の皆さんにせっかくおつくりいただいたいい制度をどんどん御利用いただくために頑張つてまいりたい、かように存じている次第でございます。

それから、ジェトロ等の海外進出に当たりまするの件でございますが、長官の方からお答え申し上げます。

○政府委員(長田英機君) 先生御指摘のとおり、特に中小企業者の場合には情報の提供が非常に重要だと思ひます。こういう点から、中小企業との関係では、中小企業事業団とジェトロとの二つの主力の機関が関係をしております。

中小企業事業団につきましては、現地の情報、海外投資の成功、失敗事例をつくりましたり、講習会をしたり、あるいは中小企業者に対して直接専門家による個別指導を行っております。また、

中小企業大学校というのを中小企業事業団が持つておりますが、この大学校におきまして現地に派遣される中小企業の管理者を対象に研修をやったりしております。

さらに、ジェットロにおきましては、特に海外の投資国における交通とか上下水道、電力、いわばインフラ、そういう面の情報等につきましまして具体的な海外情報の提供を積極的に海外の事務所において収集し、これを中小企業者に提供するというをやっております。

○谷畑孝君 時間の関係があります。

最後に、これも斎藤委員の方から敢しく質問をされたわけでありまして、やっぱり心配を私もしておる一人でございまして、大店法の問題です。

行政改革推進本部の意見書の中で大店法を五年以内に廃止する、そういうものが記事になっておりますし、また連立与党の行政小委員会でも段階的に廃止と。これは御存じのように、大店法の改正をしてだんだん骨抜きになって、今や一〇〇％大型店もフリーパスで一年以内にでき上がって大変な状況に実はなっております。

私もいろいろんな旅をしても、その町、一番散歩するところでもいろいろのはやっぱり商店街がおもしろいわけですが、その地域のにおいが残っているわけですが、また、その地域の祭りも自治会と商店街が一体一生懸命にその地域の伝統を守っているわけで、これはぜひ大臣、廃止するということがなくて、これからぜひ当該者から意見を聞く中で判断していくんだということは心強いと、もう一度ひとついい決意をお聞きして私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(畑次郎君) 御指摘のとおり、この規制緩和が先月、ある意味では思い切った規制緩和というふうな要素を含んだ展開が始まったばかりでございますから、その後の実態把握等々をいたしましてから問題を論議し合う慎重な取り組みが必要である、かように考えております。

○谷畑孝君 ありがとうございます。

○村田誠醇君 一点だけ御質問したいんですけれども、今政府税調でもそれから与党の税制協議会でも税制に関する論議をしているわけでございますが、先般大蔵省から税制改革に関する機械的試算というのが出されたわけですが、このタイトルだけを見てみると極めて機械的に技術的にやっただけをいふふうになっていまして、これはもう意図的に中身をよく読んでみますと、これはもう意図的にやっております。本来これは大蔵委員会なり予算委員会でもやらなきゃいけないんですけれども、通産省の関係するところだけ取り出して、一体通産省の見解はどうなのか、それをお聞きしたい。

というのは、まず前提条件として、この計算の前提条件となっている本年度の減税額、これ六兆二千億と数字が押さえられているんですけれども、この内訳の中に法人特別税の廃止と普通乗用自動車に係る消費税率の特例の廃止の金額も入っているんです。これ両方合わせると約四千億。この二つの税制というのは、国会の中でいろいろ議論がありましてけれども、有期限の過渡的につくった税制なんです。これがいろいろな議論の過程の中で期限が来ましてから廃止をした、これが前提条件なんです。

その結果として、大蔵省からすれば歳入減かもしれないけれども、国会で論議してきた過程の中でいけば当然廃止されて当たり前の話で、それを減取になったからといってこの部分を消費税を上げることで賄うという前提で計算されたこの機械的計算というんですか、これは極めて私は悪質なやり方だと思っております。国会の今までの論議というのは全部無視しているんです。過渡的である一時的な税制を恒久的な税制に振りかえるんです。

そして、大蔵省からすれば減収額というんですか、歳入減をカバーしようなんという発想自体は私はこれ極めて不見識な計算だと思ふのに、通産省はこのことに対して一言の意見、見解というのを述べていないんです。私もからすると、この見解あるいはこういう計算を通産省は是とする考

え方とすれば、それでは消費税を上げなくて法人特別税や消費税率の特例をもう一回復活させた方がいいじゃないかという論議は我々の中には出てくるんです。それは皆さんの賛同を得られるかどうかというのとは別として。

したがって、こういった前提で計算された税制の論議が進んでいるというにもかかわらず、通産省の見解というのは一体これを是とした立場でやっておられるのか、それともこういう計算方式はおかしいんだという意味で対応なさっているのか、あるいは腹づもりとして今言った法人特別税等の復活も歳入全体のことを考えればやむなしというお考えなのか、そのことだけをちょっと明確にわかるように御説明をいただきたい。

○政府委員(堤昌男君) 大変、私の立場からいいますと今答えにくい立場であるということとはまず申し上げたいと思っております。

まず、この機械的試算を出した意味でございまして、これは本場の意味で機械的に計算を言ったのではなくて、その計算の中からのいろいろな意味での議論を巻き起こしていただいて、財政全体あるいは消費税の問題、そういう問題についての御理解を深めていただいて、議論が深まるということとをねらったものというふうに向っております。そういう意味では、いろいろな御議論をこれをめぐってやっていたらいいというところは私はあつてしかるべきだというふうに思っております。

まず、その法人特別税、自動車税に関しましては、先生のような御立論、期限が切れた、終わつたのであるから当然これはもうその後は関係ないんだという立論も私はあると思ふ。それに通産省は反対ということは申し上げません。

ただこれにつきましては、大蔵省の立場といたしましては、これは代弁するのになりますのでお許しください。出てくる前に聞いてまいりましたら、この財源手当てというのは、実は今度の収入の中ではいわば赤字公債でやっておるという状況にありまして、それについて

て今回これを決断した理由の中では、税制改革一般の中でこれをどういうふうにかえるかということとあわせて議論していただくという前提で読むというところになっておりまして、したがって、財政上の措置は残念ながら赤字公債という短期的な形でしかできていないというののも現実でございます。そういう立論とどちらが正しいのか。

通産省は、これを現在大蔵省が税制調査会あるいは国民の中で議論をしておる最中とございまして、特に税制調査会ではこれをめぐっていろいろ議論もあると伺っておりますので、通産省として今どちらが正しいんだということを意見を申し上げるのは差し控えていただきたいという立場にございまして。

○村田誠醇君 これはおかしいんです。その法人特別税というのは、沿岸の戦費調達のために、公債を発行してそれを充当するためにこの特別税制というものをつくったんです。特別な公債を解消するためにつくったのに、この公債が全部終わつたにもかかわらず、税収額が不足したためにこれもさらに補てんしてくれというのは、それは大蔵省の取る方の論理としては当たり前かもしれないけれども、これは明らかに国民からするとおかしい話です。要らないんですからね。

つまり、もっと表現悪くすれば、バブルでもってふえ上がった収入で計算したけれども、現実的にバブルが静まって税金が足りなくなつたから、その差額の部分を補てんしてくれと言っているようなものなんです。この大蔵省の論理は。

だから、この論理が正しいんだとすれば、それこそ今言ったように、それが法人特別税を復活させるしかないんじゃないですかというふうになつて、そういう議論がされてくるはずなんです。そういうことを考えれば、通産省としては少なくともこれはおかしい前提で計算されているものとこのことを明確に言わないと、何だか大蔵省と通産省が一緒になつて税金を巻き上げる方へ回っているんじゃないか、こういうふうにとられ

るんですけども、その点については重ねていか
がでございますか。

○政府委員(堤富男君) 大変、繰り返しの答弁に
なつて申しわけないんですが、そういう
意味では政府全体として税制調査会に今審議をお
願ひしている段階でございますので、通産省とし
ての意見は差し控えていただきたいと思いますの
が立場でございますので、大変申しわけございま
せん。

○村田誠雄君 最後に、もう時間が来ましたの
で、この後は大蔵委員会が予算委員会であるのが
妥当なんだろうと思ふんですが、明らかに
機械的という、いかにも人為的な要素を全部抜い
たような表現になつていながら、今までの国会論
議の経過を一切無視した形でこの税制の計算が出
てきている。しかも、これが政府の税制にも配ら
れて論議されているし、与党側の税制協議会にも
試算として配られて論議が始まっているというこ
とになる。

要するに、まだほかにも不満がありますけれど
も、意図的に間違えた計算をしてきて、そして気
がつかない方がばかだみたいな論議では、これは
いや、本当に大蔵省の担当官が言つたんです
よ。私のところへ来て、こういうのは問題点じゃ
ないですとか言つたら、そういうことを気がつく
人が非常に少ないものですから堂々と入れていま
すと言ふんですね。論議をしてわかる人はこの部
分を抜いて論議をするけれども、わからない人は
これを入れて減税額で補てん財源ということであ
つていますというのを、まあだれが言つたとい
は言ひませんけれども、平気で言ふんですよ。

だから、その意味では、この法律といふまじ
うか、取られるべき対象となる企業のことを所管
する通産省はもうちょっと毅然たる態度をとつ
て、大蔵省に対してこれはひど過ぎるんではない
かと言ふぐらゐな決意をぜひ披瀝してはしかつ
た。本当はこれは大臣に聞きたかつたんですけど
ども、大臣も答えてくだらうなと思つたんで、
そういたしました。

もう時間が来ましたので、とりあえず私の見解
だけ述べて、終わらせていただきます。

○委員長(中曾根弘文君) 本日の調査はこの程度
にとどめ、これにて散会いたします。

午後二時二分散会

六月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が
付託された。

一、石油公団法の一部を改正する法律案
一、ガス事業法の一部を改正する法律案

石油公団法の一部を改正する法律案
石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)の一
部を次のように改正する。

第一条第一項を次のように改める。
総裁及び副総裁の任期は三年とし、理事及び
監事の任期は二年とする。

第十九条第一項第一号中「探鉱」の下に「並びに
海外における可燃性天然ガスの採取及び液化」を
加え、同項第三号中「採取の下に」並びに「可燃性
天然ガスの液化」を加え、同項第五号中「指導」の
下に「並びに当該技術の海外における実証」を加え
る。

第二十三条に次の一項を加える。
3 公団は、第一項の規定による通商産業大臣の
承認を受けた財務諸表及び前項の事業報告書を
各事務所に備えて置かなければならない。
第三十七条中「十万円」を「三十万円」に改める。
第三十八条中「十万円」を「二十万円」に改める。
第三十九条中「五万円」を「十万円」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(役員)の任期に関する経過措置
第二条 この法律の施行の際現に石油公団の理事
又は監事である者の任期については、なお従前
の例による。

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

ガス事業法の一部を改正する法律案
ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一
部を次のように改正する。

目次中「第二款 保安(第二十八条―第三十七条)」を「第二款 保安(第二十八条―第三十六条) 第四
章 指定試験機関(第三十六条の二―第三十九条)」に改める。

一、一般ガス事業及び簡易ガス事業以外のガスの供給等の事業(第三十八条・第三十九条)を「第一
節 一般ガス事業以外のガスの供給等の事業(第三十七條の十一―第三十九条)」に改める。

第二条中第八項を第十一項とし、第七項を第十
項とし、同条第六項中「及び簡易ガス事業者」を
「簡易ガス事業者及び大口ガス事業者」に改め、
同項を同条第九項とし、同条第五項中「及び簡易
ガス事業」を「簡易ガス事業者及び大口ガス事
業」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項
の次に次の三項を加える。

5 この法律において「大口供給」とは、ガスの
使用者の一定数量以上の需要に応じて行つた導管
によるガスの供給であつて、通商産業省令で定
める要件に該当するものをいう。

6 この法律において「大口ガス事業者」とは、大
口供給(通商産業省令で定める者に対して行つ
るものを除く)を行つた事業者(特定ガス発生設備に
おいてガスを発生させ、導管によりこれを供給
するもの及び一般ガス事業者がその供給区域内
において行つたものを除く)をいう。

7 この法律において、「大口ガス事業者」とは、
第三十七條の八第一項の規定による届出をし、
又は第三十七條の九第一項の許可を受けて大口
供給を行つた者をいう。
第二十條中「供給規程」を「供給規程。第三十
七條の十一第一項において同じ。」に改め、「ただ
し、」の下に「大口供給を行つた場合においてその
供給の相手方と合意したとき、又は」を加え、「
通商産業大臣」を「通商産業大臣」に改める。

第二十二條第一項中「からガスの供給を受け、
又はこれに」を「又は大口ガス事業者に一般ガス
事業又は大口ガス事業の用に供するための」に改
め、同条第二項第二号中「一般ガス事業者の」を
「者が一般ガス事業者である場合にあつては、そ
の」に改める。
第二十四條を削る。
第二十三條の見出しを削り、同条第一項中「及
び前条第一項」を「第二十二條第一項」に改
め、「より供給する場合」の下に「及び前条第一項
の許可を受けて大口供給を行つた場合」を加え、同
条を第二十四條とし、第二十二條の次に次の見
出し及び一條を加える。
(供給区域外への供給)
第二十三條 一般ガス事業者は、その供給区域以
外の地域において大口供給を行つたとき
(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、
導管によりこれを供給する場合を除く)は、通
商産業大臣の許可を受けなければならない。
2 通商産業大臣は、前項の許可の申請が次の各
号(第二條第六項の通商産業省令で定める者)に
対する大口供給に係る場合にあつては、第一号
及び第二号)に適合していると認めるときでな
ければ、前項の許可をしてはならない。
一 一般ガス事業の適確な遂行に支障を及ぼす
おそれがないこと。

二 その大口供給が他の一般ガス事業者の供給区域において行われるものであるときは、その大口供給を行うことにより、当該他の一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。

三 その大口供給が他の一般ガス事業者の供給区域以外の地域であつて、一般ガス事業の開始が見込まれる地域において行われるものであるときは、その大口供給を行うことにより、当該一般ガス事業の開始が著しく困難となるおそれがないこと。

第二十五条を削り、第二十五条の二を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(大口供給に係る事業計画)

第二十五条の二 一般ガス事業者であつて大口供給を行う者は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度の大口供給に係る事業計画を作成し、当該年度の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 一般ガス事業者は、大口供給に係る事業計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、大口供給に係る事業の適切な運営を図るため特に必要であると認めるときは、一般ガス事業者に対し、その大口供給に係る事業計画を変更すべきことを勧告することができる。

第二十五条の三の見出しを「(改善命令)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、一般ガス事業者の大口供給に係る事業の運営が適切でないため、大口供給に係るガスの使用者以外のガスの使用者の利益を阻害するおそれがあると認めるときは、一般ガス事業者に対し、その大口供給に係る事業の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十七条の見出しを「(減価償却等)」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に、「行なう」を「行すべきこと又は方法若しくは額を定めて積

立金若しくは引当金を積み立てる」に改める。

第二十七条の二第一項中「一般ガス事業」の下に「(一般ガス事業者が大口ガス事業を行う場合にあつては、その大口ガス事業を含む。以下この節において同じ。)」を加え、同条第三項中「各号」の下に「(専ら大口ガス事業の用に供するガス工作物に係る場合にあつては、第二号)」を加える。

第二十七条の三第三項中「前条第三項各号」の下に「(専ら大口ガス事業の用に供するガス工作物に係る場合にあつては、同項第二号。次項において同じ。)」を加える。

第二十七条の五第一項中「規定するガス工作物」の下に「(専ら大口ガス事業の用に供するものを除く。)」を加え、「行なつた」を「行つた」に改める。

第二十九条中「政令で定める方法」を「通商産業省令で定めるところ」に、「政令で定める数量をこえて」を「通商産業省令で定める数量を超えて」に改める。

第三十二条第三項第一号中「ガス主任技術者国家試験(以下「国家試験」という。)」を「ガス主任技術者試験」に改める。

第三十四条の見出しを「(ガス主任技術者試験)」に改め、同条第一項及び第二項中「国家試験」を「ガス主任技術者試験」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「国家試験」を「ガス主任技術者試験」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、ガス主任技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

第三十五条を削り、第三十六条を第三十五条とし、第三十七条を第三十六条とする。

第二章第四節第二款の次に次の一款を加える。

第三款 指定試験機関

第三十六条の二 第三十四条第三項の指定は、通

商産業省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 通商産業大臣は、第三十四条第三項の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。(欠格事項)

第三十六条の三 次の各号の一に該当する者は、第三十四条第三項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十六条の十三第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十六条の九の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第三十六条の四 通商産業大臣は、他に第三十四条第三項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

四 試験事務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行うことによつて試験事務が不公

正になるおそれがないものであること。

(試験事務規程)

第三十六条の五 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第三十六条の六 指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第三十六条の七 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第三十四条第三項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第三十六条の八 指定試験機関の役員を選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(役員解任命令)

第三十六条の九 通商産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為を

したときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験員)

第三十六条の十 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、ガス主任技術者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を選任しようとするときは、通商産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。試験員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条の規定は、試験員に準用する。

(秘密保持義務等)

第三十六条の十一 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第三十六条の十二 通商産業大臣は、指定試験機関が第三十六条の四各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十六条の十三 通商産業大臣は、指定試験機関が第三十六条の四第三号に適合しなくなつた

ときは、第三十四条第三項の指定を取り消さなければならない。

2 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、第三十四条第三項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この款の規定に違反したとき。

二 第三十六条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第三十六条の五第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

四 第三十六条の五第三項、第三十六条の九(第三十六条の十第四項において準用する場合を含む。)又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第三十四条第三項の指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十六条の十四 指定試験機関は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、試験事務に關し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(通商産業大臣による試験)

第三十六条の十五 通商産業大臣は、指定試験機関が第三十六条の六の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十六条の十三第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の理由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があるとして認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 通商産業大臣が前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機関が第三十六条の六の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十六

条の十三の規定により通商産業大臣が指定試験

機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

(公示)

第三十七条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三十四条第三項の指定をしたとき。

二 第三十六条の六の許可をしたとき。

三 第三十六条の十三の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により通商産業大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていたその試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第三十七条の七第一項中「第二十五条の三」を「第二十五条の三第一項に、及び第三十七条を」及び第三十六條に改め、同条第三項中「第三十六條第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

「第四章 ガス事業以外のガスの供給等の事業」を「第四章 一般ガス事業及び簡易ガス事業以外のガスの供給等の事業」に改める。

第三十八條中「第三十六條第二項並びに第三十七條」を「第三十五條第二項並びに第三十六條」に改め、「昭和二十六年法律第二百四号」の下に「電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)」を加え、第四章中同条の前に次の一節、節名及び二条を加える。

第一節 一般ガス事業者以外の者による大口ガス事業

(大口供給)

第三十七條の八 一般ガス事業者以外の者は、次条第一項に規定する場合を除き、大口供給を行おうとするとき(第二條第六項の通商産業省令で定める者に対して行つた場合及び特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除く。次条第一項において同じ。)、は、あらかじめ、供給の相手方その他通商

産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の届出に係る大口供給が一般ガス事業の開始が見込まれる地域において行われるものである場合であつて、その大口供給を行うことにより、当該一般ガス事業の開始が著しく困難となるおそれがあると認めるときは、その届出のあつた日から三十日以内に限り、その届出を行つた者に対し、その届出に係る事項を変更し、又はその大口供給を中止すべきことを勧告することができる。

3 通商産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特に必要と認めるときは、その届出があつた日から六十日以内に限り、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

4 第一項の届出をした者は、その届出をした日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る大口供給を開始してはならない。

5 通商産業大臣は、第二項の規定による勧告又は第三項の規定による命令をする必要がないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

第三十七條の九 一般ガス事業者以外の者は、一般ガス事業者の供給区域において大口供給を行おうとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の許可の申請に係る大口供給を行うことにより、当該一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがないと認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(準用)

第三十七條の十 第二十七條の二から第二十七條の四まで、第二十七條の六から第三十一條まで、第三十五條第二項及び第三十六條の規定は、大口ガス事業者に關し準用する。

第二節 ガス事業以外のガスの供給等の事業

第五

(卸供給事業者の供給)

第三十七条の十一 一般ガス事業者以外の者であつて、一般ガス事業者に対して導管によりガスを供給する事業を営むもの(以下「卸供給事業者」という。)は、通商産業大臣の認可を受けたガスの料金その他の供給条件によるものでなければ、ガスを供給してはならない。ただし、一般ガス事業者に対するガスの供給量が通商産業省令で定める数量以下である場合又は一般ガス事業者が大口供給(第三十七条第一項の認可を受けた供給規程以外の供給条件により行うものに限る。)の用に供するガスの供給であつて通商産業省令で定める要件に該当するものを行う場合は、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、料金その他の供給条件が一般ガス事業者のガスの料金その他の供給条件を適正にするものであると認めるときは、同項の認可をしなければならぬ。

(一般ガス事業者以外の者の供給)

第三十七条の十二 一般ガス事業者以外の者であつて、ガスを供給する事業を行うものは、一般の需要に応じて供給する場合、第三十七条の九第一項の許可を受けて大口供給を行う場合及び前条第一項の認可に係るガスの料金その他の供給条件により供給する場合を除き、一般ガス事業者の供給区域において導管によりガスを供給しようとするときは、あらかじめ、供給の相手方を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

第四十条の二 第二項中「ガス事業者は」の下に「通商産業省令で定めるところにより」を加え、「であつて通商産業省令で定めるもの」を削る。

第四十一条第一項第一号中「第二十七条の四第一項」の下に「(第三十七条の七第二項又は第三十七条の十において準用する場合を含む。)」を加え、同項第二号中「第二十七条の六の下に」(第三十七条の十において準用する場合を含む。))を加え、同項第三号中「国家試験」を「ガス主任技術者試験」に改め、同項第七号を削り、第八号を第七号と

し、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「手数料は」の下に「指定試験機関がその試験事務を行うガス主任技術者試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の」を加える。

第四十二条第一項中「ガス事業者又は」を「一般ガス事業者、簡易ガス事業者又は」に、「ガス事業者等」を「一般ガス事業者等」に、「その事業」を「その一般ガス事業、簡易ガス事業又は一般ガス事業者に対して導管によりガスを供給する事業」に、「みぞ」を「溝」に改め、同条第二項及び第三項中「ガス事業者等」を「一般ガス事業者等」に改め、同条第五項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「ガス事業者等」を「一般ガス事業者等」に、「附したを付した」に改める。

第四十三条第一項中「ガス事業者は、」を「一般ガス事業者及び簡易ガス事業者は、その一般ガス事業又は簡易ガス事業の用に供する」に改める。

第四十四条第一項中「ガス事業者は、」を「一般ガス事業者及び簡易ガス事業者は、その一般ガス事業又は簡易ガス事業の用に供する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者及び簡易ガス事業者」に、「ととのわぬ」を「調わぬ」に改める。

第四十五条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者及び簡易ガス事業者」に改め、同条第四項中「訴を」を「訴えに」、「ガス事業者」を「一般ガス事業者若しくは簡易ガス事業者」に改める。

第四十五条の二 第二項中「第三十七条の七第二項」の下に「又は第三十七条の十」を、「第二十七条の六」の下に「(第三十七条の十において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十六条第二項中「において、」の下に「指定試験機関又は」を加える。

第四十七条第二項中「職員に、」の下に「指定試験機関又は」を加える。

第四十九条第二項中「第三十九条の十三」を「第三十六条の十三、第三十九条の十三」に改める。

処分等についての審査請求」に改め、同条中「第三十九条の五の規定による指定検定機関の処分」を「指定試験機関が行う試験事務又は指定検定機関が行う検定の業務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。又はその不作為について)」に改める。

第五十一条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者又は簡易ガス事業者」に改める。

第五十三条第一項中「十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「五十万円」に改める。

第五十四条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第五十五条中「ガス事業」を「一般ガス事業又は簡易ガス事業」に、「三十万円」を「三百万円」に改める。

第五十六条中「二十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「ガス事業」を「一般ガス事業又は簡易ガス事業」に改める。

第五十六条の二 中「五万円」を「百万円」に改める。

第五十六条の三 中「第三十九条の十六第一項」を「第三十六条の十三第二項又は第三十九条の十六第一項」に改め、「よる」の下に「試験事務又は検定等」を、「違反行為をした」の下に「指定試験機関又は」を加え、「三万円」を「百万円」に改め、同条を第五十六条の四とし、第五十六条の二の次に次の一条を加える。

第五十六条の三 第三十六条の十一第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十七条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「含む」の下に「又は第三十七条の十一第一項を加え、同条第四号中「ガスの供給を受け、又はを削り、同条第五号及び第六号を次のように改める。

五 第二十三条第一項又は第三十七条の九第一項の許可を受けないで大口供給を行つた者

六 第二十四条第一項の許可を受けないでガスを供給した者

第五十七条第七号中「第二十五条の三」を「第二十五条の三第一項」に改め、「含む」の下に「若しくは第二項又は第三十七条の八第三項」を加え、同条第八号中「第二十七条の二第一項」の下に「(第三十七条の十において準用する場合を含む。)」を加え、同条第九号中「第三十七条の七第一項」の下に「又は第三十七条の十」を加え、同条第十号中「第三十七条の七第二項」の下に「若しくは第三十七条の十」を加える。

第五十八条中「十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「第二十七条の三第四項」の下に「第三十七条の十において、又は」を加え、同条第三号中「第三十七条の七第二項」の下に「又は第三十七条の十」を加え、同条第四号中「第三十七条の七第一項」の下に「若しくは第三十七条の十」を加え、同条第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第三十九条の三の規定に違反して第一種ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者

第五十八条の二を削る。

第五十九条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第一一条第二項(第三十七条の七第二項)において準用する場合を含む。」の下に「第二十五条第一項若しくは第二項を、「第五項」の下に「(第三十七条の十において準用する場合を含む。)」を、「第三十七条の七第三項」の下に「又は第三十七条の十」を、「第三十一一条第二項(第三十七条の七第一項)の下に「若しくは第三十七条の十」を加え、同条第二号中「第二十五条の二第三項」を「第二十五条第三項」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第二項」の下に「第三十七条の十において準用する場合を含む。)」を加え、「若しくは第二項」を削り、同号を同条第四号とし、同条第十一号中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中

「第三十七條の七第三項」の下に「又は第三十七條の十」を加え、「第三十七條」を「第三十六條」に改め、「第三十七條の七第一項」の下に「若しくは第三十七條の十」を加え、同号を同条第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 第三十七條の八第一項又は第四項の規定に違反して大口供給を行つた者

七 第三十七條の十二の規定による届出をしないでガスを供給した者

第五十九條の二「違反行為をした」の下に「指定試験機関又は」を加え、「一万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第三十九條の十六第一項」を「第三十六條の六又は第三十九條の十六第一項」に改め、「受けないで」の下に「試験事務又は」を加え、同条第二号中「第三十九條の十六第一項」を「第三十六條の十四又は第三十九條の十六第一項」に、「同項に規定する事項の」を「帳簿に」に改め、同条に次の二号を加える。

三 第四十六條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第四十七條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十條中「前条まで」を「第五十六條の二まで又は第五十七條から第五十九條まで」に、「外」を「ほか」に改める。

第六十一條中「一万円」を「二十万円」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後のガス事業法(以下「新法」という。)第二十五條の二の規定は、この法律の施行の日の属する年度の大口供給に係る事業計画については、適用しない。

第三条 この法律による改正前のガス事業法(以下「旧法」という。)第三十四條の規定に基づいて行われたガス主任技術者国家試験に合格して

る者は、新法第三十四條の規定に基づいて行われたガス主任技術者試験に合格しているものとみなす。

第四条 旧法第二十四條第一項の認可を受けたガスの料金その他の供給条件は、新法第三十七條の十一第一項の認可を受けたものとみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十九條の三第三項中「第二条第六項のガス事業者」を「第二条第二項の一般ガス事業者又は同条第四項の簡易ガス事業者」に、「同条第五項のガス事業」を「同条第一項の一般ガス事業又は同条第三項の簡易ガス事業」に改める。

第五百八十六條第二項第二十六号中、「同条第十七号」の下に「に掲げる施設」を加え、「第十七号の三に掲げる施設」を「同条第十七号の三に掲げる施設で政令で定めるもの」に改める。

第七百一條の三第四第三項第二十号中「第二条第五項に規定するガス事業」を「第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業」に改める。

(道路法の一部改正)

第七條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「ガスパイプ」の下に「(ガス事業法第二條第六項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。)」を加え、「同法に」を「電気通信事業法に」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)
第八条 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「ガス事業者」を「一般ガス事業者又は簡易ガス事業者」に改める。

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項第二号を次のように改める。

二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第一項(定義)に規定する一般ガス事業者又は同条第三項に規定する簡易ガス事業

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第十条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二条第五項」を「第二条第八項」に改め、「第二十三條」の下に「又は第二十四條」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(大気汚染防止法の一部改正)
第十一条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「第二条第七項に規定するガス工作物」を「第二条第十項に規定するガス工作物」に改める。

(騒音規制法の一部改正)

第十二條 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項中「第二条第七項に規定するガス工作物」を「第二条第十項に規定するガス工作物」に改める。

(石油コンビナート等災害防止法の一部改正)
第十三條 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第五項」を「第二条第八項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に改める。

(振動規制法の一部改正)
第十四條 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

ガス工作物」を「第二条第十項に規定するガス工作物」に改める。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)
第十五條 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第四号中「第三十七條の七第三項」の下に「又は第三十七條の十」を加える。

(地価税法の一部改正)

第十六條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十六号中「第二条第六項(定義)に規定するガス事業者の同条第五項に規定するガス事業」を「第二条第二項(定義)に規定する一般ガス事業者の同条第一項に規定する一般ガス事業若しくは同条第四項に規定する簡易ガス事業者の同条第三項に規定する簡易ガス事業」に改める。

平成六年六月十六日印刷

平成六年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局